

# セゾン自動車火災の現状 2020



## トップメッセージ

---

日頃より皆さまのご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、世界の多くの国々において、新型コロナウイルスが猛威を振るっております。社会的機能や経済活動を支えてくださっている皆さまに心より敬意を表し、新型コロナウイルスに罹患された皆さまにおかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

当社においても、損害保険会社としての社会的使命を果たすべく、日々全社一丸となって取り組んでおります。

さて、当社の主力商品である「おとなの自動車保険」は、2011年3月の発売以来、1歳刻みの保険料体系や ALSOK 隊員による事故現場へのかけつけサポート、SOMPO グループのネットワークと連携した事故対応サービス等により、40代・50代を中心とした“おとな世代”のお客さまからご好評をいただいております。2019年7月からは、コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した事故対応サービスを開始しました。現在では事故対応のみならず契約内容の変更手続きにもサービスを拡大し、お客さまの利便性向上に努めております。その結果、業界トップの成長率を維持することができ、2019年度末には100万件を超える契約件数となりました。これもひとえに、多くのお客さまにご支援いただいた賜物と心より感謝申し上げます。

さらに、2019年7月には、同じグループのそんぽ24損害保険株式会社と合併し、両社の業務プロセスやノウハウの融合により、業務品質ならびに事業効率の向上を図りました。

デジタルテクノロジーによる産業構造の変革、新型コロナウイルスの感染拡大等により、お客さまの価値観や生活スタイルが大きく変化することが予想されます。当社においては、ダイレクト損害保険会社としてお客さまとあらゆる接点で直接つながっている利点を生かし、お客さまのご要望を真摯に受け止め、顧客志向経営を徹底していくと同時に、さまざまなパートナーとの提携や最先端のデジタル技術の戦略的活用を検討してまいります。これにより、お客さまにとって価値ある商品・サービスを提供することで、世代を超えて継続的にお客さま一人ひとりに納得感をもって選んでいただける「オンリーワンの保険会社」になることを目指してまいります。

今後とも、皆さまの変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願いいたします。



代表取締役社長 佐藤 史郎

## 目 次

SOMPO グループの概要	P2
代表的な経営指標	P4
経営基本方針・ブランドメッセージ	P7
お客さま本位の業務運営方針	P8
トピックス	P9
<b>I. 会社の概要および組織</b>	
沿革	P12
事業の内容	P12
関連会社	P12
組織の状況	P13
店舗所在地	P14
株式・株主の状況	P14
役員の状況	P16
従業員の状況	P20
CSR の取組み	P22
<b>II. 業務のご案内</b>	
保険募集	P24
取扱商品	P27
新商品の開発・料率の改定状況	P28
お客さま相談室のご紹介	P29
損害保険業界関連の紛争解決機関のご案内	P29
保険の仕組み	P30
約款について	P30
保険料について	P31
保険金のお支払い（自動車保険）	P32
<b>III. 保険会社の運営</b>	P35
<b>IV. 業務に関する事項</b>	P55
<b>V. 財産の状況</b>	P79

※本誌は、保険業法第 111 条および同施行規則第 59 条の 2 に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

# SOMPO グループの概要

## 中期経営計画

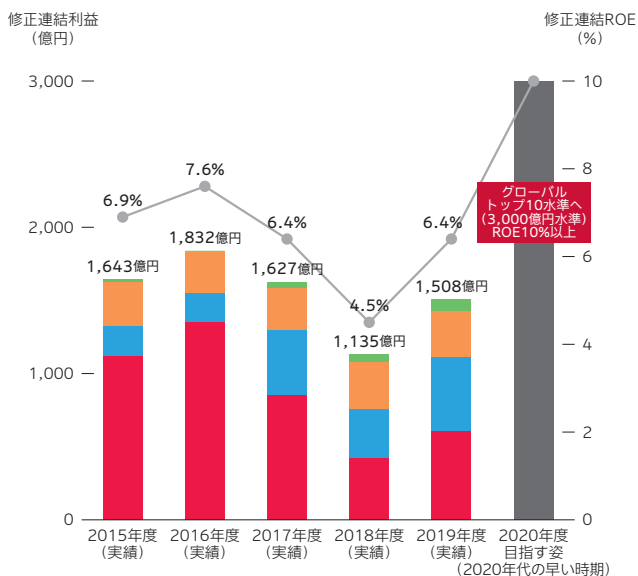
### ■ グループ計画



中期経営計画では、グループ経営理念の具現化に向けて「安心・安全・健康のテーマパーク」へのトランスフォーメーションを実現します。各事業がそれぞれの魅力を徹底的に高めると同時に、新たな事業機会の探求、グループ内の事業間連携やデジタル技術を活用したお客さまサービスの拡充などを通じて、常に変わりゆくお客さまのニーズに応え、社会的課題を解決していくとともに、お客さまの幸せな人生をひとつなぎで支えていく、従来の延長線上にはない新たなビジネスモデルを創出していきます。

中期経営計画の完遂に向けては、各事業の特性を活かして資本効率を高めるとともに、成長が見込まれる海外保険事業のほか、健康・ウェルネス事業領域など新たな事業分野にも効果的な資本投入を図ることで、グループの事業ポートフォリオの変革を推し進めていきます。また、グローバルな企業集団として持続的な進化を続けていくうえで、「修正連結利益3,000億円以上および修正連結ROE10%以上(注1)」を当社グループの目指す姿として掲げ、2020年代の早い時期の実現を目指して取組みを強化していきます。

■ 国内損害保険事業 ■ 海外保険事業 ■ 国内生命保険事業 ■ 介護・ヘルスケア事業等  
 ● 修正連結ROE



注1. 2020年度以降の事業部門別修正利益、修正連結利益および修正連結ROEの計算方法は、以下のとおりであります。

		計算方法
事業部門別修正利益	国内損害保険事業 <sup>※2</sup>	当期純利益 + 異常危険準備金繰入額等(税引後) + 価格変動準備金繰入額(税引後) - 有価証券の売却損益・評価損(税引後)
	海外保険事業	当期純利益(主なる非連結子会社含む) なお、Sompo InternationalのみOperating Income <sup>※4</sup>
	国内生命保険事業	当期純利益 + 危険準備金繰入額(税引後) + 価格変動準備金繰入額(税引後) + 責任準備金補正(税引後) + 新契約費繰延(税引後) - 新契約費償却(税引後)
	介護・ヘルスケア事業等 <sup>※3</sup>	当期純利益
	修正連結利益	事業部門別修正利益の合計
修正連結純資産	連結純資産(除く国内生命保険事業純資産) + 国内損害保険事業異常危険準備金等(税引後) + 国内損害保険事業価格変動準備金(税引後) + 国内生命保険事業修正純資産 <sup>※5</sup>	
修正連結ROE	修正連結利益 ÷ 修正連結純資産 (分母は期首・期末の平均残高)	

※1 事業部門別修正利益は、一過性の損益または子会社配当等の特殊要因を除く。  
 ※2 損害保険ジャパン株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社、損保ジャパンパートナーズ株式会社、Mysurance株式会社、損保ジャパンDC証券株式会社、SOMPOリスクマネジメント株式会社、株式会社DeNA SOMPO Mobility、akippa株式会社、株式会社DeNA SOMPO Carlife、株式会社プライムアシスタンスおよびSOMPOワランティ株式会社の合計  
 ※3 SOMPOケア株式会社、SOMPOヘルスサポート株式会社、SOMPOアセットマネジメント株式会社、Palantir Technologies Japan株式会社、株式会社フレッシュハウスおよびウェルネス・コミュニケーションズ株式会社の合計  
 ※4 Sompo Internationalの修正利益は一過性の変動要素を除いたOperating Income (=当期純利益 - 為替損益 - 有価証券売却・評価損益 - 減損損失など)で定義  
 ※5 国内生命保険事業修正純資産 = 国内生命保険事業純資産(日本会計基準) + 危険準備金(税引後) + 価格変動準備金(税引後) + 責任準備金補正(税引後) + 未償却新契約費(税引後)

## ■ 各事業における戦略の方向性

SOMPOグループは、国内損害保険事業、海外保険事業、国内生命保険事業、介護・ヘルスケア事業やアセットマネジメント、住宅リフォームなどの戦略事業を展開しており、これまでの4年間で、各事業の取組みは次のとおり着実に進展しました。

グループ最大の事業である国内損害保険事業では、既存事業の収益性強化と、業界の垣根を越えた先進的なプレイヤーとの協業やデジタル活用による新たな収益源の創出を推進しています。

海外保険事業では、グループの利益成長ドライバーとして、真に統合されたプラットフォームのもとで全世界でのオーガニック成長の加速と規律あるM&Aを含めた最適なポートフォリオの構築を進めています。

国内生命保険事業では、保険とヘルスケアを統合した「Insurhealth®」の展開を通じて、伝統的な「生命保険会社」から「健康応援企業」への変革をもたらす着実な利益成長に取り組んでいます。

介護・ヘルスケア事業では、シニアマーケットでの収益基盤の拡大に向けた高品質・効率経営による収益性向上と、認知症をはじめとした高齢社会が抱える社会的課題の解決による「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の実現との両立を、それぞれ課題として取り組んでいます。

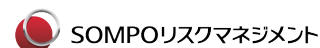
さらに、既存事業のデジタルトランスフォーメーションの具現化だけでなく、デジタル戦略が要諦となり、各事業が相互に連鎖し、グループ横断で新しい価値のある商品サービスを展開することによって、SOMPOグループにしかできない強みを発揮していきます。

### 国内損害保険事業

価値創造イノベーション  
～最もお客さまに支持される損害保険会社へ～

2020年度修正利益(予想)：965億円

- ビジネスプロセスとシステム基盤の刷新
- デジタルとヒトを融合したお客さま接点の構築
- 質を伴った成長



### 海外保険事業

着実なオーガニック成長、  
規律あるM&Aによる成長加速

2020年度修正利益(予想)：510億円

- 真に統合されたグローバル保険事業プラットフォームの構築
- グループリソース・知見の最適活用

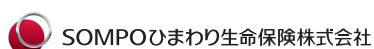


### 国内生命保険事業

「健康応援企業」への変革  
～第二の創業期～

2020年度修正利益(予想)：325億円

- 健康応援企業への変革
- 商品・サービス・チャンネル三位一体のビジネスモデル



### 介護・ヘルスケア事業等

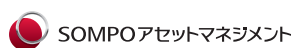
「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の  
実現に貢献

2020年度修正利益(予想)：70億円

- 高齢者の尊厳を確保した、より安心・安全なサービスを提供
- 社会的課題の解決による持続可能な事業モデルの構築



### 戦略 事業



## 代表的な経営指標

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	38,012 (14.4%)	41,265 (8.6%)	49,635 (20.3%)
正味損害率	69.0%	73.3%	73.3%
正味事業費率	37.4%	32.5%	30.3%
保険引受利益	△ 5,422	△ 4,791	△ 1,776
経常利益	△ 5,441	△ 4,815	△ 1,818
当期純利益	△ 5,461	△ 4,838	△ 2,183
総資産額	53,807	54,269	70,018
純資産額	8,289	6,108	13,814
その他有価証券評価差額金	396	554	249
リスク管理債権	—	—	—
単体ソルベンシー・マージン比率	463.9%	341.7%	418.6%

(注) 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。割合(%)は、小数第2位を四捨五入して第1位まで表示しています。

## フロー面

### ①正味収入保険料

損害保険会社の売上規模を示す指標の1つであり、元受正味保険料から再保険に要した保険料と積立型保険の満期返れい金の原資となる積立保険料を加減したものです。

2019年度正味収入保険料は、前年度に対して20.3%増加し、49,635百万円となりました。

### ②正味損害率

保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられる指標の1つであり、通常は支払った保険金(正味支払保険金)に損害調査費(保険会社の損害調査関係の業務に要した経費)を加えて保険料(正味収入保険料)で除した割合を指しています。

2019年度正味損害率は73.3%と前年度と同率でした。

### ③正味事業費率

保険会社の経営効率を示す指標の1つであり、正味収入保険料に対する事業費の割合をいいます。

なお、事業費は、諸手数料及び集金費(元受保険に

係る代理店手数料や集金費等と再保険契約に係る再保険手数料からなります)および保険引受に係る営業費及び一般管理費の合計です。

2019年度正味事業費率は30.3%と対前年度比で2.2ポイント低下しました。

### ④保険引受利益

保険会社の本来業務である保険の引受による利益を表す指標です。保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除しその他収支を加減して求めます。

2019年度保険引受利益は、対前年度比3,014百万円改善し、△1,776百万円となりました。

### ⑤経常利益

保険会社の本来の事業活動である保険引受や資産運用などによる利益をいい、保険引受利益から資産運用収益・費用、その他経常損益、営業費及び一般管理費を加減して求めます。

2019年度経常利益は対前年度比2,997百万円改善し、△1,818百万円となりました。

## ⑥当期純利益

保険会社の最終的な利益をいい、経常利益から特別損益を加減し、法人税、住民税ならびに法人税等調整額(税効果会計による調整)を加減して算出します。2019年度の当期純利益は、対前年度比2,655百万円改善し、△2,183百万円となりました。

## ストック面

### ⑦総資産額

総資産とは企業が保有する現金、有価証券、貸付金、不動産等の総額をいい、貸借対照表の資産の部の合計を示します。

2019年度末における当社の総資産は70,018百万円となり、前年度末に対し15,749百万円増加しました。

### ⑧純資産額

純資産とは、貸借対照表上での株主資本にあたるもので、資本金、資本準備金、利益準備金などで構成されています。損害保険会社は、保険金支払い能力を維持するために、十分な純資産を保持しておく必要があります。

2019年度末における当社の純資産額は13,814百万円となっており、総資産に占める純資産の割合は19.7%となっています。

### ⑨その他有価証券評価差額金

2000年度から金融商品にかかる会計基準を適用し、保有する有価証券を「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」の4つに分類し、その大部分を占める時価のある「その他有価証券」について時価法を適用しています。「その他有価証券評価差額金」とは、この「その他有価証券」の時価と取得原価(含む償却原価)との差額から税効果相当額を控除した金額をいい「純資産の部」に計上されています。

2019年度末におけるその他有価証券評価差額金は、249百万円となっています。

### ⑩リスク管理債権(不良債権の状況)

当社は保有する資産について、回収についての危険性や価値が毀損する危険性を検討して、資産を分類(自己査定)し、その結果にしたがって、償却・貸倒引当金の計上などを実施し、資産の健全性を確保しています。

貸付金については、回収に懸念のある貸付先について、リスク管理債権としてその危険度に応じて「破綻先債権」「延滞債権」「3か月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に区分して管理しています。

2019年度末時点においてリスク管理債権はありません。

### ⑪ソルベンシー・マージン比率

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返れい金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

2019年度末におけるソルベンシー・マージン比率は418.6%と十分な支払余力を有しています。

(詳しくは96ページをご参照ください。)

【参考】旧そんぽ 24 損害保険

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	12,386 (△7.0%)	8,804 (△28.9%)	<b>1,438</b> (△52.1%)
正味損害率	62.8%	83.3%	<b>89.5%</b>
正味事業費率	30.8%	38.3%	<b>44.6%</b>
保険引受利益	2,297	1,356	<b>392</b>
経常利益	2,285	1,378	<b>415</b>
当期純利益	1,986	378	<b>253</b>
総資産額	24,100	20,878	<b>19,588</b>
純資産額	9,562	9,940	<b>10,194</b>
その他有価証券評価差額金	0	—	—
リスク管理債権	—	—	—
単体ソルベンシー・マージン比率	1,081.6%	1,238.7%	<b>1,357.1%</b>

- (注) 1. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。割合(%)は、小数第2位を四捨五入して第1位まで表示しています。  
2. 2019年度は4月から6月の数値です。



# 経営基本方針・ブランドメッセージ

## ◇経営基本方針

### 1. サービス品質の追究

すべての業務プロセスにおいて品質の向上に取り組み、最高品質のサービスをご提供することにより、お客さまに最も高く評価される損害保険会社を目指します。

### 2. 持続的な成長による企業価値の拡大

目指す企業グループ像の実現に向け、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、持続的成長を実現し、企業価値の拡大を目指します。

### 3. 事業効率の追求

あらゆる分野において、グループで連携し最大の力を発揮することにより、事業効率を高め、安定した事業基盤を築きます。

### 4. 透明性の高いガバナンス態勢

損害保険会社の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提とします。

### 5. 社会的責任の遂行

環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、グループで連携して企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

### 6. 活力ある風土の実現

組織活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れる会社を実現し、社員とともに成長します。

### 7. デジタル・リーディングカンパニー

「心地よい顧客体験」を提供するため、「デジタル」を活用し、利便性の向上を図るとともに、卓越したマーケティング技術の習得・蓄積を目指します。

## ◇ブランドメッセージ

わたしたちは、お客さまにとって、

**独創的で革新的な商品や、**

**必要なときに必要な形で最適なサポートを、**

お客さまとわたしたちが**“直接”接すること**でご提供し、

お客さま一人ひとりに**納得感**をもって選んでいただける、

**オンリーワンの保険会社**をめざします。

そのために、

わたしたちは、お客さまから次のように言っていただけ、

**公正・誠実を尽くす人財集団**になることをめざします。

●● 自分のことを  
●● **一番良く分かっている**保険会社

●● 自分のための最適商品を選ぶために  
●● **必要十分な相談に乗ってくれる**保険会社

●● 自分のための**最適な事故対応サービス**を  
●● **提供してくれる**保険会社

いいわい  
あんしん  
かんどう  
**THANKS**  
ひつよう  
なっとし  
セゾ

## お客さま本位の業務運営方針

SOMPOグループは「お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。」という経営理念を掲げています。

当社は、上記理念に基づき、ブランドメッセージに掲げる「お客さま一人ひとりに納得感を持って選んでいただける保険会社」をめざします。

そのために、あらゆるお客さま接点において、徹底したお客さま本位の業務運営を実現すべく、本方針を定めます。なお、2018年6月の改定において、本方針は「消費者志向自主宣言」と統合しています。

### 方針 1. お客さまに常に「心地よい」と感じていただける体験を提供します

当社は、お客さまの変化を見つめ、お客さまの立場に立って考え続けることで、自らを絶えず進化させ、お客さまに「心地よい」と感じていただける体験を提供します。

### 方針 2. 独創的で革新的な商品や付加価値の高いサービスを提供します

当社は、お客さまの声や市場調査の分析を通じて、多様化するお客さまニーズや社会・経済等の環境変化を的確にとらえ、お客さまを取り巻くリスクをカバーする最適な保険商品を提供します。

また、デジタル技術を活用して、お客さまの利便性を向上させ、安心・安全に役立つ付加価値の高いサービスを提供します。

### 方針 3. ご契約に際してお客さまにご納得いただける説明に努めます

当社は、商品内容やリスク内容等の重要な情報を、お客さまにご理解いただけるよう、Webサイト等を通じて「適切に」「わかりやすく」説明します。

また、お客さまに納得感を持ってご契約いただけるよう、お客さま一人ひとりと最適なタイミング、内容、手段でのコミュニケーションに努めます。

### 方針 4. 保険金お支払い業務の品質向上に努め、安心感のある事故対応を実践します

当社は、お客さまに最適な事故対応サービスを提供できる保険会社であるため、真にお客さまの視点に立った保険金のお支払いに努めます。

また、保険金お支払い業務の適切性を維持・確保しながら、品質向上に向けた持続的な取り組みを行います。

### 方針 5. お客さまの声を真摯に受け止め、経営に活かします

当社は、お客さまの声を真摯に受け止め、誠実、迅速かつ適切に対応するとともに、お客さま視点で自らの業務をとらえ続け、事業活動の品質向上に活かします。

### 方針 6. 利益相反の適切な管理を行います

当社は、お客さまとの利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切な管理を行います。

### 方針 7. お客さま本位の業務運営を定着させます

当社は、お客さまに対し公正・誠実を尽くす人財集団になることをめざすとともに、お客さま目線で自発的に行動できる社員を育成し、本方針の定着に向けて取り組みます。

本方針の主な取組みおよび取組み状況報告につきましては、当社公式ウェブサイト「お客さま本位の業務運営方針」をご覧ください。(URL <https://www.ins-saison.co.jp/company/fiduciaryduty.html>)

## トピックス

### 1. 「おとなの自動車保険」の保有契約件数 100万件を突破！

当社の主力商品である「おとなの自動車保険」は、2011年3月の発売以来、多くのお客さまのご愛顧をいただき、2020年3月末に保有契約件数100万件を突破しました。1歳刻みの保険料体系により事故率の低い40代・50代のおとな世代からご支持いただき、また、お客さまの声をヒントに提供してまいりました「ALSOK かけつけサービス」「おとなの2台目割引」などが高く評価いただけました。

今後も、お客さまに「分かりやすく」「納得」して選んでいただけるサービスの提供に努めてまいります。



### 2. コミュニケーションアプリ「LINE」を活用したサービスを開始

2019年7月からコミュニケーションアプリである「LINE」を活用した事故対応サービスを開始しました。

サービス内容を順次拡大し、現在では事故のご連絡から保険金支払いまでの担当者とのやり取りに加え、契約内容の変更手続き時にもご利用いただけます。生活インフラとして幅広く浸透している「LINE」を活用することで、お客さまに「簡単・便利」に当社サービスをご利用いただけることを目指しています。

### 3. 外部機関から高評価を獲得！

2019年7月にNTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社が発表した「NPS®ベンチマーク調査 2019ダイレクト型自動車保険部門」において、NPS®（ネット・プロモーター・スコア）がダイレクト型自動車保険7社<sup>(※)</sup>の中で、3年連続第1位となりました。

※調査対象：アクサダイレクト、イーデザイン損保、SBI損保、ソニー損保、チューリッヒ保険、三井ダイレクト損保、当社



また、2019年12月に公益財団法人日本生産性本部 サービス産業生産性協議会が発表した2019年度JCSI (Japanese Customer Satisfaction Index: 日本版顧客満足度指数) 調査の損害保険部門において、2年連続で顧客満足度第1位に選ばれました。

さらに、HDI-Japan (エイチ・ディ・アイ・ジャパン) 《運営会社：シンクサービス株式会社》が公表した2019年損害保険会社部門：「HDI 問合せ窓口格付け調査」<sup>(※)</sup>のベンチマーク格付けにおいて、「サポートポータル (ウェブサイト) 格付け」(7年連続)・「問合せ窓口格付け」(3年連続)で最高ランクの『三つ星』を取得しました。

※「問合せ窓口格付け調査」とは、一般消費者の審査員および専門の審査員が、顧客視点で各企業の「サポートポータル」と「問合せ窓口」のパフォーマンスおよびクオリティを評価するもので、『三つ星』～『星なし』の4段階で格付けを行っています。





# I. 会社の概要および組織

## 沿革

### 【セゾン自動車火災保険】

1982年	9月	オールステート自動車・火災保険株式会社（当社の前身）設立
	10月	損害保険事業免許取得
1983年	4月	営業開始
1984年	10月	（旧）西武流通グループ4社が資本参加し、業界初の日米合併会社に
1997年	11月	株主の変更、米国オールステート保険会社との合併関係を再構築 株式会社クレディセゾンなどが出資
1998年	4月	「セゾン自動車火災保険株式会社」に社名変更
2002年	5月	株式会社クレディセゾン・安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社） と包括業務提携
2003年	10月	セゾンカード会員向け専用保険『Super Value Plus』を発売
2008年	10月	組立式火災保険『じぶんでえらべる火災保険』を発売
2009年	7月	株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン株式会社）が過半数の株式を取得し、 当社は同社の連結子会社に
2011年	3月	通信販売専用の自動車保険『おとなの自動車保険』を発売
2012年	7月	佐賀県佐賀市にコールセンター「佐賀サポートセンター」を開設
2015年	6月	大阪府大阪市に損害サービス拠点を開設
2017年	5月	東京都台東区にコールセンター「上野サポートセンター」を開設
2019年	7月	そんぽ24損害保険株式会社と合併

### 【旧そんぽ24損害保険】

1999年	12月	安田ライフダイレクトリサーチ株式会社（準備会社）設立
2001年	2月	安田ライフダイレクト損害保険株式会社へ改組、名称変更
	3月	事業免許取得、営業開始
2004年	4月	ダイレクトライングループリミテッドから明治安田生命保険相互会社への当社株式譲 渡実施
	7月	明治安田生命保険相互会社、安田ライフ損害保険株式会社（現、明治安田損害保険株 式会社）から日本興亜損害保険株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社）への当社 株式譲渡実施
	10月	そんぽ24損害保険株式会社へ名称変更
2005年	12月	朝日生命保険相互会社との代理店委託契約締結
2007年	12月	金融機関窓口による自動車保険販売解禁に伴い、金融機関への代理店委託を開始
2019年	7月	セゾン自動車火災保険株式会社と合併

## 事業の内容

1. 自動車、自動車損害賠償責任、火災、傷害、賠償責任、海上、運送、航空、盗難、原子力、動産総合の各  
保険事業
2. 前項の各保険の再保険事業
3. 資産運用業務
4. 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行
5. 政府の委託による自動車損害賠償保障事業に係る業務

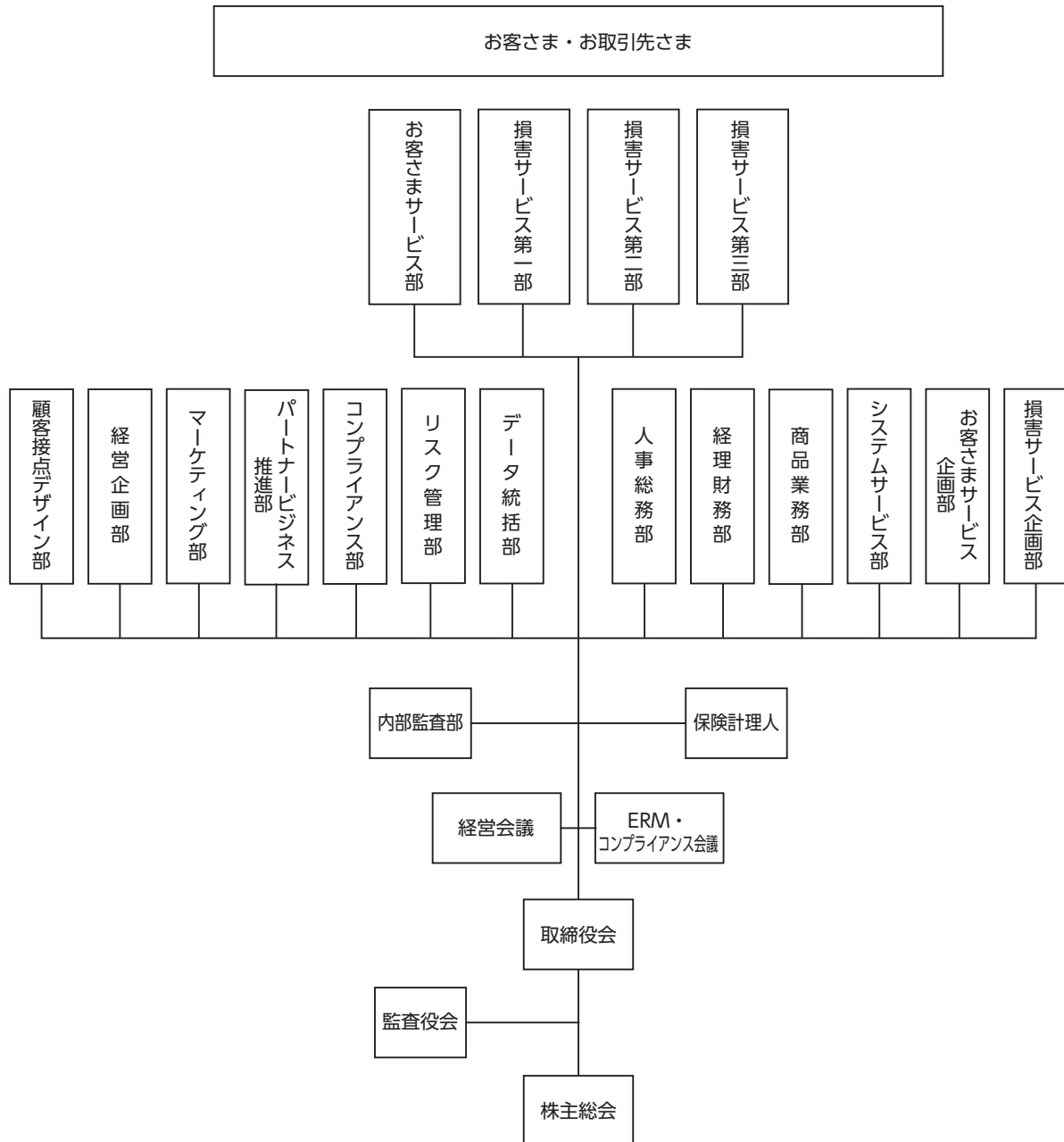
## 関連会社

該当ありません。

## 組織の状況

### 組織図（2020年7月1日現在）

お客さまをサポートするお客さまサービス部門、お客さまの事故対応を行う損害サービス部門、本社業務部門（14部）で構成されています。



## 店舗所在地

(2020年4月1日現在)

拠点名	郵便番号	住所	電話番号
本社 損害サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-40F	03-3988-2711
損害サービス第一部 第一サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-44F	03-3980-6227
第二サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-43F	03-3980-3318
第三サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-43F	03-3980-2629
第四サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-43F	03-3980-6497
第五サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-43F	03-6634-2865
火災新種サービスセンター 損害サービス第二部	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-43F	03-3988-2715
第一サービスセンター	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町 4-1-2 損保ジャパン大阪ビル 4F	06-7638-8707
第二サービスセンター	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町 4-1-2 損保ジャパン大阪ビル 4F	06-7638-8711
第三サービスセンター	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町 4-1-2 損保ジャパン大阪ビル 4F	06-7638-8714
第四サービスセンター	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町 4-1-2 損保ジャパン大阪ビル 4F	06-7639-3638
損害サービス第三部 車両サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-44F	03-3980-3865
ロードアシスタンスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-44F	03-3988-2707
初期対応サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-44F	03-3988-2701
お客さま相談窓口 お客さま相談室	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-44F	0120-281-389

## 株式・株主の状況

### 1. 発行株式の概況

当社の発行する株式は、すべて普通株式で、2020年7月1日現在、授権株式数は14,000,000株、発行済株式数は13,345,813株、資本金は322億6千万円です。

### 2. 基本事項

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日から4か月以内に開催
公告掲載紙	電子公告 公告掲載 URL ( <a href="https://www.ins-saison.co.jp/">https://www.ins-saison.co.jp/</a> )

### 3. 株主分布状況

#### (1) 所有者別状況

区分	株主数	所有株式数	発行済株式総数に対する割合
	人	千株	%
政府及び地方公共団体	—	—	—
金融機関	1	13,331	99.9
証券会社	—	—	—
その他国内法人	1	14	0.1
外国法人等	—	—	—
(うち個人)	(—)	(—)	(—)
個人・その他	—	—	—
合計	2	13,345	100.0



## (2) 地域別状況

区 分	株主数	株主総数に対する割合	株式数	発行済株式総数に対する割合
関 東	2 人	100.0 %	13,345 千株	100.0 %

## (3) 所有者別状況

区 分	10万株以上	5万株以上 10万株未満	1万株以上 5万株未満	5千株以上 1万株未満	1千株以上 5千株未満	合計
株 主 数	1	—	1	—	—	2 人
株 主 総 数 対 する 割 合	50.0	—	50.0	—	—	100.0%
所 有 株 式 数	13,331	—	14	—	—	13,345 千株
発 行 済 株 式 総 数 対 する 割 合	99.9	—	0.1	—	—	100.0%

## 4. 株主の状況

(2020年7月1日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	13,331 千株	99.9 %
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋 三丁目1番1号	14	0.1
合 計		13,345	100.0

## 5. 新株の発行・資本金の推移

年 月 日	発行株式数	増資額	増資後資本金	摘要
2014年12月22日	744千株	3,500百万円	23,610百万円	有償第三者割当
2015年12月25日	932千株	3,000百万円	26,610百万円	有償第三者割当
2017年3月22日	1,143千株	2,150百万円	28,760百万円	有償第三者割当
2018年3月20日	1,827千株	2,250百万円	31,010百万円	有償第三者割当
2019年3月22日	1,440千株	1,250百万円	32,260百万円	有償第三者割当
2019年7月1日	6,046千株	—	32,260百万円	合併に伴う割当交付

(注) 発行株式の種類は全て普通株式です。

## 6. 株主総会議案等

臨時株主総会（決議日：2020年3月19日）

決議事項

- 第1号議案 取締役2名選任の件
- 第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。

第38回定時株主総会（決議日：2020年6月24日）

報告事項

- 第38期〔2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）〕事業報告、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の監査結果報告の件

上記について報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件

上記議案は原案どおり承認可決されました。

## 役員状況

(2020年7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況
代表取締役社長	きとう しろう 佐藤 史朗 1957年12月21日生	<p>1981年 4月 安田火災海上保険株式会社 入社 (現 損害保険ジャパン株式会社)</p> <p>2004年 4月 株式会社損害保険ジャパン (現 損害保険ジャパン株式会社) 神戸自動車営業部長</p> <p>2007年 4月 同社 自動車開発第二部長</p> <p>2010年 4月 同社 執行役員札幌支店長</p> <p>2011年 4月 同社 執行役員</p> <p>2012年 4月 同社 常務執行役員</p> <p>2013年 4月 日本興亜損害保険株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 常務執行役員</p> <p>2014年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 常務執行役員</p> <p>損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 (現 SOMPO ホールディングス株式会社) 執行役員南アジア部長</p> <p>2015年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役専務執行役員</p> <p>2016年 4月 同社 代表取締役専務執行役員</p> <p>2018年 4月 同社 代表取締役副社長執行役員</p> <p>2020年 4月 当社 代表取締役社長</p>
取締役 常務執行役員  人事総務部 経理財務部	しば たひろし 柴田 博史 1967年3月8日生	<p>1989年 4月 興亜火災海上保険株式会社 入社 (現 損害保険ジャパン株式会社)</p> <p>2009年 4月 そんぼ 24 損害保険株式会社 (現 セゾン自動車火災保険株式会社) 経営企画部販売企画グループリーダー (部門長待遇)</p> <p>2010年 8月 同社 販売企画部部門長補佐 (部門長待遇)</p> <p>2011年 4月 同社 販売企画部長</p> <p>2012年 4月 同社 販売企画部長兼マスマーケティンググループリーダー</p> <p>2014年 4月 同社 販売企画部長兼媒介マーケティング室長</p> <p>2015年 4月 同社 販売企画部長</p> <p>2016年 4月 同社 取締役常務執行役員</p> <p>2019年 4月 当社 常務執行役員</p> <p>2019年 7月 当社 取締役常務執行役員</p>
取締役執行役員  コンプライアンス部 リスク管理部	わた なべ よし ひこ 渡邊 美彦 1961年10月28日生	<p>1984年 4月 株式会社西武クレジット 入社 (現 株式会社クレディセゾン)</p> <p>2001年 2月 株式会社クレディセゾン 西東京支店長</p> <p>2003年 3月 同社 中四国支店長</p> <p>2007年 7月 株式会社アトリウム 業務管理部長</p> <p>2011年 3月 当社 執行役員カード事業営業部長</p> <p>2011年 4月 当社 取締役執行役員</p>

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況
取締役	しま だ かおり 嶋 田 かおり 1966年10月17日生	1990年 4月 株式会社クレディセゾン 入社 2005年 3月 同社 保険部長 2006年 5月 株式会社ペトラ (現 株式会社セゾン保険サービス) 取締役 2008年 3月 株式会社クレディセゾン カードファイナンス部長 2013年 4月 株式会社セゾンファンデックス 取締役 2015年 3月 株式会社クレディセゾン 東関東支社長 2016年 3月 同社 営業企画部付(特命担当) 部長 2017年 6月 株式会社セゾン保険サービス 取締役(現職) 2017年 10月 株式会社クレディセゾン 営業企画部事業開発グループ 部長 2019年 3月 同社 事業開発部長(兼) CS 企画部長(現職) 2020年 3月 同社 執行役員(現職) 2020年 4月 当社 取締役
取締役	いわ した あき ひと 岩 下 昭 人 1978年4月16日生	2001年 4月 安田火災海上保険株式会社 入社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2018年 10月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) リテール商品業務部商品開発グループリーダー(現職) 2019年 4月 当社 取締役
常勤監査役	こ ばやし かず なり 小 林 一 也 1955年5月11日生	1979年 4月 安田火災海上保険株式会社 入社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2004年 10月 株式会社損害保険ジャパン (現 損害保険ジャパン株式会社) 浜松支店長 2007年 4月 同社 横浜支店長 2010年 4月 同社 執行役員横浜支店長 2011年 4月 同社 常務執行役員関西第二本部長 (兼) 関西第二業務部長 2012年 4月 同社 常務執行役員関西第二本部長 2013年 4月 NKSJ ひまわり生命保険株式会社 (現 SOMPO ひまわり生命保険株式会社) 取締役専務執行役員 2014年 4月 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 監事 2018年 6月 当社 常勤監査役

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況
監査役	おお たい ちの ひこ 太 田 道 彦 1952年12月8日生	1975年 4月 丸紅株式会社 入社 2008年 4月 同社 常務執行役員ライフスタイル部門長 2009年 6月 同社 代表取締役常務執行役員 2010年 4月 同社 代表取締役専務執行役員 2012年 4月 同社 代表取締役副社長執行役員 2013年 4月 同社 副社長執行役員 丸紅アセアン会社社長 2014年 6月 丸紅株式会社 代表取締役副社長執行役員 2015年 4月 同社 副会長 2016年 6月 ゼビオホールディングス株式会社 取締役 (現職) 2017年 6月 当社 監査役 2018年 3月 応用地質株式会社 取締役 (現職) 2019年 6月 ユニチカ株式会社 取締役 (現職)
監査役	た むら やす ひろ 田 村 康 弘 1958年10月24日生	1981年 4月 安田火災海上保険株式会社 入社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2004年 4月 当社 執行役員マーケティング部長 2005年 4月 当社 執行役員営業企画部長 (兼) 商品業務部長 2006年 4月 株式会社損害保険ジャパン (現 損害保険ジャパン株式会社) 高松支店長 2008年 4月 同社 コーポレートコミュニケーション企画部長 2011年 4月 同社 執行役員コーポレートコミュニケーション企画部長 2012年 4月 同社 常務執行役員神奈川本部長 2014年 4月 同社 常務執行役員中部本部長 2015年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 取締役常務執行役員 2016年 4月 同社 取締役常務執行役員 (兼) 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 (現 SOMPO ホールディングス株式会社) 常務執行役員 2017年 3月 東京ベイヒルトン株式会社 専務取締役 2017年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 顧問 (現職) 2018年 3月 東京ベイヒルトン株式会社 代表取締役社長 (現職) 2018年 6月 当社 監査役
執行役員 マーケティング部 データ統括部 商品業務部	にし おか せい いち 西 岡 靖 一 1971年9月15日生	1994年 4月 安田火災海上保険株式会社 入社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2011年 7月 株式会社損害保険ジャパン (現 損害保険ジャパン株式会社) 自動車業務部 主任業務調査役 2015年 7月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 自動車業務部 上席業務調査役 2016年 4月 同社 リテール商品業務部 上席業務調査役 2018年 9月 当社 取締役 2019年 4月 当社 取締役執行役員 2019年 6月 当社 執行役員

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況
<b>執行役員</b> 〔内部監査部長〕	うさみ さとし 宇佐美 哲 1964年3月8日生	1987年 4月 当社 入社 2003年 7月 当社 総務人事部長 2006年 7月 当社 事務システムサービス部長 2007年 4月 当社 執行役員
<b>執行役員</b> 損害サービス企画部 損害サービス第一部 損害サービス第二部 損害サービス第三部	いり ともよし のり 入 曾 善 典 1967年5月21日生	1991年 4月 当社 入社 2017年 4月 当社 損害サービス第二部長 2018年 4月 当社 損害サービス第一部長 2019年 4月 当社 執行役員
<b>執行役員</b> 〔顧客接点デザイン部長〕	うち だ あつ ひこ 内 田 淳 彦 1971年7月15日生	1995年 4月 安田生命保険相互会社 入社 (現 明治安田生命保険相互会社) 2004年 8月 安田ライフダイレクト損害保険株式会社入社 (現 セゾン自動車火災保険株式会社) 2012年 4月 そんぽ24損害保険株式会社 (現 セゾン自動車火災保険株式会社) 経営企画部企画グループ 担当部長 2015年 4月 同社 ダイレクトアドバイスセンター ダイレクトアドバイスセンター長 2019年 4月 当社 執行役員
<b>執行役員</b> システムサービス部 〔経営企画部長〕	かり がね のり やす 鷹 金 雅 徳 1970年7月25日生	1994年 4月 安田火災海上保険株式会社 入社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2016年 4月 当社 システムサービス部長 2019年 4月 当社 執行役員
<b>執行役員</b> パートナービジネス 推進部 お客さまサービス企画部 お客さまサービス部	きの した あつ ひろ 木 下 敦 裕 1970年12月30日生	1994年 4月 日本火災海上保険株式会社 入社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2010年 4月 日本興亜損害保険株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 損害サービス業務部企画グループリーダー 2012年 10月 同社 人事部スタッフ課長 2013年 4月 同社 人事部企画グループ課長 2015年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 人事部企画グループリーダー 2017年 4月 SOMPO システムズ株式会社 副本部長 (兼) SOMPO システムイノベーションズ株式会社 グループリーダー 2019年 4月 当社 執行役員

(注) 取締役のうち嶋田かおり氏は、社外取締役です。  
監査役のうち小林一也、太田道彦の両氏は、社外監査役です。

## 従業員の状況

### 1. 従業員の状況

(2020年3月31日現在)

従業員数	812人
平均年齢	40.2歳
平均勤続年数	5.1年
平均年間給与	5,230,207円

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。  
 2. 従業員数、平均年齢については、社外からの出向者を含み、社外への出向者を除いて算出しています。  
 3. 平均勤続年数、平均年間給与については、社外からの出向者および社外への出向者のいずれも除いて算出しています。

### 2. 採用方針

求める人物像

- ・お客さまの声を真摯に受け止め、必要な時に必要な形で最適なサービスを提供できる社員
- ・自ら考え行動し、学び、失敗を恐れず何事にも果敢に取り組むチャレンジ精神のある社員
- ・高い倫理観をもち、公正・誠実を尽くす社員

採用にあたっては、公平かつ公正な選考を実施しています。

### 3. 人材育成方針

「ブランドメッセージ」を実現・実践していくため、当社では、「社員の成長＝会社の成長」と捉え、「お客さま目線」、「個の成長」、「組織づくり」の3つの観点を柱とした「人材育成方針」を定めています。

当該方針に基づき、内定者研修、入社時研修、階層別研修、選抜型研修等を実施しているほか、当社独自の能力開発支援体系をベースとして、通信教育やeラーニング活用による自己学習の促進等、「個の成長」、「チーム力の向上」の実現に向けた取り組みを行なっています。また、ネット型企業として必要な「WEB・データ・システム」に関わる人材の育成に向けて、社外研修等を活用し、知識・スキル習得にチャレンジする社員を支援しています。

また、自己選択型の人事異動制度として、社員自らが希望するチャレンジポスト（部署）へ応募出来る「ジョブチャレンジ制度」を設けており、一定の条件を満たした社員が自身の意思で配属先を希望する機会があります。

#### <人材育成方針>

お客さま目線	当社はお客さま本意の思考を深める場を提供し、お客さま目線で自発的に行動できる社員を育成します。
個の成長	当社は十分な学びと経験の機会を提供し、自己研鑽に励みキャリアプランの実現を目指す社員の成長を後押しします。
組織づくり	当社はダイバーシティを尊重し、想いを共有・共感・共振する環境を提供し、活力があり切磋琢磨する組織作りに貢献する社員を育成します。

### 4. 福利厚生

関連各社等で構成されているパレット共済会、安田日本興亜健康保険組合への加盟および自社にてセゾン自動車火災保険共済会を運営し、福利厚生の充実に努めています。

制 度：各種社会保険、確定拠出年金、共済給付金（冠婚葬祭等）、団体保険・共済、生活貸付金融資、財形貯蓄、人間ドック受診料補助、労働災害補償、育児休業、介護休業、リフレッシュ休暇、アニバーサリー休暇、積立休暇、介護休暇、社宅・独身寮、従業員持株会

契 約 施 設：旅館・ホテル・ゴルフ場・スポーツクラブ・テーマパーク、美術館等のレジャー・文化関連施設および冠婚葬祭関連等の施設の優待

## 5. 社員の健康づくりへの取組み

健康経営宣言及び健康経営に向けた推進体制を構築し、また、「社員およびその家族の健康を重視する」という考え方にに基づき、やりがいを持って働くことができるよう、健康維持・増進につながる様々な取組みを実践しています。

### ◎主な取組み

- 定期健康診断（含む生活習慣病予防健診）・人間ドック受診率 100%達成に向けた取組み
- 二次健康診断受診の徹底
- 特定保健指導の実施
- 感染症予防策の徹底
- メンタルヘルスケア対策
- ストレスチェック実施
- 過重労働対策
- 健康保険被扶養者の健康推進
- 産業医のアドバイスに基づく環境改善・健康指導
- 産業保健スタッフによる健康相談
- 衛生委員会における環境分析・健康づくりに関する各種企画、検討
- 受動喫煙防止対策
- 健康セミナーの開催と健康ニュースの情報発信など

◎ 「健康経営優良法人 2020（大規模法人部門）」、「健康優良企業～銀の認定～」を取得

当社は、2017 年度に「健康企業宣言」を行ない、継続して健康経営に取り組んできました。

今般、当社の取組みが高く評価され、経済産業省主催の『健康経営優良法人 2020（大規模法人部門）』および健康企業宣言東京推進協議会が運営する『健康優良企業～銀の認定～』に認定されました。「健康優良企業～銀の認定～」は 2 年連続となります。



## CSR の取組み

### グループ CSR ビジョン

SOMPO グループは、未来に向けた対話を通じてステークホルダーと積極的にかかわりあいながら、高い倫理観のもと国際的な行動規範を尊重し、気候変動や生物多様性などの環境問題、人権やダイバーシティ、地域社会への配慮などを自らの事業プロセスに積極的に組み込むとともに、社会に対して透明性の高い情報を積極的かつ公正に開示していきます。

また、常に一步先を見据えて、社会の安心・安全・健康に資する商品・サービスの提供をすることで、ソリューションプロバイダーとしてレジリエントで持続可能な社会の実現に貢献していきます。

### 当社の主な取組み

#### 1. SDGs 達成への取組み

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までに世界で達成すべき課題に対する目標です。当社は、顧客志向経営の実践・拡大と社員個々の成長の好循環による新たな価値の創造を通じて持続的な成長を実現させ、SDGsの達成に貢献しています。

#### 2. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に沿った取組み

2011年12月2日、当社は、SOMPOグループ各社とともに、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」の趣旨に賛同し、署名を行い、本原則に沿った取り組みを実践しています。

#### 3. 継続的な改善のための PDCA サイクル

SOMPOホールディングスでは、グループ各社の強みやこれまでの取り組みを活かしたCSR推進体制を構築しています。2015年度からは、グループ共通のマネジメントシステム体制の構築を目的に、ISO14001認証の適用範囲を国内全グループ会社に拡大し、当社も2016年1月に全拠点でISO14001認証を取得しています。

ISO14001のPDCAサイクルを活用し、グループCSRビジョンの実現に向けた取り組みを加速させていきます。

#### 4. 環境に配慮した商品戦略の推進

自動車保険商品において、当社所定の条件に該当する自動車を対象に、電気・ハイブリッド車割引（割引額1,200円）を導入し、消費者がCO<sub>2</sub>排出量の少ないエコカーを購入することを促進しています。

2019年度の電気・ハイブリッド車割引適用契約の対象自動車保険契約に占める割合は2.6%でした。

#### 5. 通販事業を通じた環境配慮と安全運転の啓発

##### ・通販専用自動車保険におけるネット完結の推進

お客さまがインターネット等により申込手続を行なった際には、インターネット割引（10,000円）を適用し、お客さまのインターネット等による申込みを推進しています。このことにより、申し込みに関する紙の使用を削減することにつながっています。

2019年度のインターネット割引適用契約の対象自動車保険契約に占める割合は、98.3%でした。

##### ・オフィシャルホームページにおける自動車保険コンテンツの充実

オフィシャルホームページを見たお客さまが安心して保険にご加入いただけるよう、事故事例や保険金のお支払いまでの過程を掲載するなど、お客さまに自動車保険に関するさまざまな知識・情報を提供しています。お客さまが自動車保険を理解することで、安心してお車にお乗りいただけるよう取り組んでいます。

#### 6. 「くるみん」マークの取得

次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画を策定し、計画に定めた目標達成に向け取り組んでいます。厚生労働省による一定の基準を満たしたことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けています。

#### 7. 地域・社会貢献活動

SOMPOグループ各社とともに、地域・社会に貢献する活動を行っています。

（地域清掃活動、認知症サポーター養成講座の開催 他）

CSRの主な取組みにつきましては、当社公式ウェブサイト「CSRの取組み」をご覧ください。  
（URL <https://www.ins-saison.co.jp/company/csr.html>）



## Ⅱ. 業務のご案内

## 保険募集

---

### 契約締結の仕組み（ダイレクト自動車保険にご加入いただく場合）

---

#### (1) 保険契約の仕組み

当社では、新聞・テレビなどのマスメディア、インターネットおよび損害保険代理店等を通じて、お客さまに当社自動車保険を広くご案内しています。保険契約のお申込みは、当社公式ウェブサイトへのアクセス、またはお客さまサポートセンターへのお電話により受け付けています。

ご契約のお申込みは、所定の事項を当社公式ウェブサイト上でご入力いただくか、お電話でご申告いただくことで手続きが完了します。なお、取扱代理店が当社自動車保険の内容やお見積りなどをご案内した場合でも、お客さまご自身によるお申込み手続きが必要となります。

当社公式ウェブサイト上でお申し込みいただく際には、ご契約締結前に重要事項等説明書で商品の内容、告知・通知義務、クーリングオフ制度、個人情報の取扱い等の説明などを必ずご確認ください。ご契約の内容がお客さまの意向に沿っていることを確認いただけるよう公式ウェブサイトの仕組みを整えています。保険料のお支払方法は、クレジットカード払・払込票払の中からお客さまにお選びいただけます。

ご契約について、ご契約手続き完了のお知らせとともにお送りする、「ご契約者情報カード」を受領された日から8日以内に郵便にてご通知いただければ、ご契約のお申込みの撤回または解除ができる「クーリングオフ制度」の対象としています。

#### (2) 契約内容の確認に関する取組みの概要

当社では、お客さまのニーズを確実にご契約に反映し、正しいご契約内容としていただくために、お客さまとお客さまサポートセンターとの間の通話の際の確認手順において、重要なお契約内容および、お客さまの意向に沿っていることについて十分な確認を行うようにしています。

インターネットを通じたご契約につきましては、重要なお契約内容および、お客さまの意向に沿っていることを確認いただくための画面を契約締結の際に公式ウェブサイト上に表示し、お客さまに十分にご確認いただくようにしています。

なお、上記ダイレクト自動車保険以外の商品につきましては、お客さまサポートセンターおよび契約取扱者を通じてご契約を締結する販売を行っています。

## 代理店制度

### 代理店の役割と業務

代理店は保険会社と代理店委託契約を締結した上で、保険募集を行います。代理店には、保険会社に代わってお客さまと保険契約を締結し、お支払いいただく保険料を領収することを主な業務とする締結代理店と、保険会社とお客さまの保険契約締結に向けた媒介を行う媒介代理店とがあります。

締結代理店は、次のような業務を行っています。

- ①保険契約の締結（契約を結ぶこと）
- ②保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- ③保険料の領収または返還
- ④保険証券の交付ならびに保険料領収証の発行および交付
- ⑤保険の対象（保険をつけるもの）の調査
- ⑥保険契約の維持・管理（満期管理、満期返れい業務を含む）に関連する事項
- ⑦その他保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

締結代理店は、保険会社に代わってこれらの業務を行うほか、万一、ご契約者が事故にあわれた場合、お受け取りになる保険金の請求手続きをスムーズに行うための助言・手続きの説明などのアフターサービスも行っています。

媒介代理店は、保険会社に代わってお客さまへの保険契約の勧誘、申込手続きの説明、当社公式ウェブサイトやお客さまサポートセンターへの誘導などによる募集を主な業務としています。

媒介代理店には、保険契約の締結（契約を結ぶこと）、保険契約の変更・解除等の申し出の受付、保険料の領収または返還、保険料領収証の発行および交付の権限はありません。

### 代理店制度

#### ■保険会社・代理店が遵守すべき法令

保険会社や代理店が守らなければならない法令はたくさんありますが、そのなかでも特に重要なものが保険業法です。

保険業法は、保険契約者の利益を保護し、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資することを目的としており、保険契約の募集に際しての禁止行為や代理店登録制度に関する事項などが定められています。

保険会社は、保険業法およびその他の法令や、監督官庁としての金融庁・管轄財務局の監督に基づき、代理店に適正な保険契約の募集および業務遂行を指導することが求められています。

#### ■代理店の登録

代理店として保険契約を募集するためには、保険会社と代理店委託契約を締結するだけでなく、保険業法の定めるところにより、財務局等へ登録しなければなりません。

また、代理店に所属して保険募集を行う人（募集従事者）も財務局等に届出を行います。損害保険業界の自主ルールとして、損害保険募集人一般試験（基礎単位）の合格を登録・届出の要件としています。

### 当社の代理店数

当社の代理店総数の推移は次のとおりです。

年 度	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末
代 理 店 数	101 店	115 店	963 店

---

## 代理店教育等

---

代理店に対する教育として、募集に関する法令遵守、保険契約に関する知識、周辺商品に関する知識などについて研修・個別指導を行っております。

また、当社は損害保険大学課程の積極的な活用を推奨しています。損害保険大学課程は、代理店の募集人が、損害保険募集に関連するより深い専門知識や実践的な知識・業務スキルを身に付け、お客さまにさらに満足いただけるサービスの提供が行えるよう、ステップアップを図ることを目的とした制度です。専門コースとコンサルティングコースで構成されており、専門コースは損害保険プランナー、コンサルティングコースは損害保険トータルプランナーの認定を損保協会から受けることができます。

## 取扱商品

### 1. 自動車保険

<p>おとなの自動車保険 (セゾン自動車保険)</p>	<p>ご契約者および記名被保険者（お車を主に使用される方）が個人の方を対象とした通信販売専用自動車保険です。</p> <p>保険料については、記名被保険者の年齢に応じた保険料体系、3つのリスク区分（①使用地域②使用目的③前年走行距離）、ゴールド免許割引、新車割引、電気・ハイブリッド車割引、自動ブレーキ（ASV）割引などを採用したほか、インターネット割引、おとなの早期契約割引（早割 50 日・早割 30 日）やおとなの 2 台目割引などを用意し、さらにリーズナブルな設定を可能としています。</p> <p>補償面では対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険を基本補償とし、ご希望により車両保険、搭乗者傷害特約、自転車傷害特約などの補償をセットすることができます。</p> <p>また、お客さまのニーズにあわせて、「人身車外補償特約」「ロードアシスタンス特約」、「弁護士費用特約」、「個人賠償責任特約」などをセットできるようにしており、インターネット上で保険料を確認しながら補償を選ぶことができます。</p> <p>事故の発生時には、ALSOK 隊員が事故現場へかけつけ、二次災害防止のための安全確保や事故状況の確認、当社への事故連絡などを行う「ALSOK 事故現場安心サポート」をご提供しています。</p> <p>さらに、デジタル化による高品質なサービスのご提供とお客さまの利便性向上を目的として、PDF 形式の「デジタル保険証券」のご提供や、コミュニケーションアプリ「LINE」を活用したサービスとして、「LINE」を通じて、ご契約内容の変更のお手続きに必要な情報のやり取りや書類のご提出、事故・トラブル時のご連絡、事故現場や損害物の写真・動画の送信、および事故専任担当者とお話することができるサービスをご提供しています。</p>
---------------------------------	---

### 2. 火災保険

<p>じぶんでえらべる 火災保険 (組立式火災保険)</p>	<p>基本契約での補償は火災、落雷、破裂・爆発とシンプルな内容とし、それ以外の風・雹（ひょう）・雪災、建物外部からの物体の衝突、水災、盗難等の事故による補償は、ニーズにあわせて建物・家財別に選択してセットする保険です。なお、損害額は再調達価額を基準に算出します。</p>
<p>地震保険</p>	<p>住居に使用される建物および家財を対象とする火災保険にセットして、地震・噴火・津波によって生じた一定基準以上の損害を補償する保険です。</p>

### 3. セゾンカード会員向け商品

<p>Super Value Plus</p>	<p>日常生活に密着した補償を細分化、「モノ」、「ケガ」、「暮らし」、「ゴルフ」の 4 軸をもととする、15 のラインナップから、必要に応じて補償単位・月単位で自由自在に補償を組み合わせることが可能です。</p> <p>多様化する会員ニーズに、フレキシブルに対応できるよう、商品ラインナップを揃えました。</p>
-------------------------	--

**新商品の開発・料率の改定状況**

年 月	改 定 内 容
2017年 7月	おとなの自動車保険の商品改定（デジタル保険証券の新設 など）
2018年 1月	おとなの自動車保険の商品改定（人身傷害保険の基本補償化、被害者救済費用特約の新設 など）
2018年 7月	おとなの自動車保険の商品改定（自動ブレーキ（ASV）割引の導入 など）
2019年 1月	おとなの自動車保険の商品改定（保険料の改定、前年走行距離区分「3,000km以下」の新設 など）
2020年 1月	おとなの自動車保険の商品改定（保険料の改定、型式別料率クラス制度の変更 など）

## お客さま相談室のご紹介

当社は、お客さまからのお問合せ窓口として、『お客さま相談室』を設置しています。『お客さま相談室』では、「お客さま満足度の向上」をモットーに、お客さまからの保険に関するさまざまなご相談や苦情等を承る窓口として、わかりやすく丁寧にご説明、ご案内をしています。

お電話での受付時間は、平日の午前9時～午後5時30分（年末年始を除く）となっています。

日ごろから「お客さまの声」を真摯に受け止め、一人ひとりのお客さまのニーズに応えることによって、お客さまとの信頼関係を築き上げていきます。また、お客さまからのお申し出に関しては、ご満足・ご納得いただける解決策の提案を心がけ、頂戴したご意見等は当社の貴重な財産として業務改善・品質向上に役立てています。そして、当社は、お客さまに納得感を持って選んでいただけるオンリーワンの保険会社を目指します。

なお、当社ホームページでは、「お客さまからの苦情の受付状況」を四半期ごとに開示しています。

### 2019年度 苦情受付件数の内訳

項目	
契約・募集行為	772
契約管理・保全・集金	233
保険金	1,309
その他	29
合計	2,343

(注) 苦情の定義

当社では、「お客さまから不満足 of 表明のあったもの」はすべて「苦情」と定義しています。

#### ■お問い合わせは

お客さま相談室：0120 - 281 - 389  
03 - 3980 - 3572

受付時間 平日午前9時～午後5時30分  
(年末年始を除く)

## 損害保険業界関連の紛争解決機関のご案内

### < 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関 >

#### 一般社団法人 日本損害保険協会 「そんぽ ADR センター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽ ADR センター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽ ADR センター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル (全国共通・通話料有料) 0570-022808

(受付時間：平日の午前9時15分～午後5時)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

### < そんぽ ADR センター以外の損害保険業界関連の紛争解決機関 >

#### 「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (http://www.jibai-adr.or.jp) をご参照ください。

#### 「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ (http://www.jcstad.or.jp) をご参照ください。

## 保険の仕組み

---

### 保険制度

---

損害保険とは、大数の法則に基づき、同じ危険にさらされている多数の人々が一定の保険料を拠出し、その中のだれかが偶然な一定の事故により損害を受けた場合、保険金を支払うという仕組みで、相互扶助の考えに基づいています。

損害保険は個人や企業などを種々の危険や災害からお守りし、経済生活の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

### 保険契約の性格

---

損害保険契約とは、保険契約のうち、保険会社が一定の偶然な事故によって生じた損害を補償することを約束し、保険契約者は、この補償を受けるために保険料を支払うことを約束する契約で、保険法第2条に規定されています。

したがって、法律的には保険会社と保険契約者の間の双方の合意によって成立する有償・双務契約であり、また、意思表示に特別の方式が法定されていない不要式な諾成契約であるといえますが、保険実務では、多数の保険契約を迅速かつ確実に処理する必要があることから、「保険契約申込書」を使用し、契約締結の証として原則保険証券を交付しています。

### 再保険

---

再保険とは、保険会社が引き受けた保険取引による保険金支払責任を他の保険会社等に転嫁してリスクを軽減する仕組みで、他にリスクを転嫁することを「出再」といい、また、これとは逆に他の保険会社等からリスクを引き受けることを「受再」といいます。

当社では、台風や地震等の大災害により巨額の保険金支払が発生する可能性のある保険については、再保険を効果的に利用し危険の平準化・分散化を図っています。また、受再保険については、リスクを精査のうえ、会社規模等を勘案し過大な支払責任を負うことのないよう、慎重な引き受けを行っています。

再保険取引にあたっては、資産、信用および営業状態等を考慮し、取引を行うことが適切と認められる相手先を選定しています。

## 約款について

---

### 約款の位置づけ

---

損害保険は、目に見えない無形の商品ですが、「保険会社と契約者双方の権利と義務」を具体的に箇条書きにしたものが保険約款です。保険会社が作成し、保険事業を監督する金融庁の認可を受けるか、届出を行っています。

約款には、同一保険種目の保険契約すべてに共通な契約内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約においてその内容を補完したり、修正したりする「特約」とがあります。

約款は実際上きわめて重要な役割を果たしており、保険会社と保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）双方の権利・義務を定めていることから、その内容は双方を拘束するものです。

### 契約時の留意事項

---

保険契約は、お客さまと保険会社との約束ごとですので、契約に際しては、約款、特約の内容について十分な説明を受け、申込書の記載内容を十分にご確認いただいた上でご契約いただくことが大切です。

### 約款に関する情報提供方法

---

ご契約時にご注意いただきたい内容や保険契約の内容等については、約款とは別に各商品別の「パンフレット」、「ご契約のしおり」、「重要事項等説明書」などにわかりやすく記載しています。

特に「重要事項等説明書」には、ご契約に際して特にご確認いただきたい「契約概要」と、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい「注意喚起情報」を記載しています。ご契約される前に、ご一読ください。



## 保険料について

---

### 保険料の収受・返れい（含、満期払戻）

---

保険料（分割払の場合は初回保険料）は、原則として契約締結と同時に支払っていただくこととなっておりますが、商品によっては、「保険料後払」もあります。また、保険料の払込みがないと、事故が起きても保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

特に、口座振替により保険料をお支払いいただく場合には、ご指定口座の残高にもご注意ください。残高不足等により、保険料のお引き落としができない場合には、ご加入いただいている保険契約が失効（契約の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。）・解除になることもあります。詳しくは、当社または代理店までお問い合わせください。

保険期間中に危険の増加・減少などが生じたときは追加保険料のご請求や返れいを行い、また、ご契約者からのお申し出により保険契約を解除するときには、解約返れい金として返れいすることがあります。

積立普通傷害保険などの積立型保険では、ご契約時に定められた満期返れい金が、保険契約の満期時にご契約者に支払われます。保険期間中の運用利回りが、予定利率を上回った場合は、契約者配当金が支払われます。

### 保険料率

---

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可取得もしくは金融庁に届出を行ったものを適用しています。

保険料は、通常、保険金額（ご契約金額）に保険料率を乗じて算出されます。この保険料は、一般に「純保険料」と「付加保険料」とによって構成されています。

「純保険料」とは、保険金の支払いに充てられる部分で、大数の法則に基づき算出されます。過去の統計等に基づいて予定原価が算定されるところに、損害保険の特徴があります。「付加保険料」とは、保険事業を運営するために必要な経費や利潤などに充てられる部分です。

## 保険金のお支払い（自動車保険）

<p>事故現場での 緊急措置</p>	<p>万一、保険事故が発生した場合には、以下の対応を優先してください。</p> <p>(1) 負傷者の救護（応急措置や救急車の手配）  (2) 危険防止措置（事故車両の移動や非常停止板・発煙筒による二次損害防止）  (3) 所轄警察署・消防署への通報</p> <p>また、相手方がある場合は、相手方の住所・氏名・連絡先をご確認ください。</p>
<p>事故のご連絡</p>	<p>緊急措置終了後、直ちに、当社の事故・ロードアシスタンス受付デスクにご連絡ください。</p> <p>● <b>24時間・365日 事故受付</b>  専門の事故受付担当者が、24時間・365日、事故の受付を行います。</p> <p style="text-align: center;">0120-00-2446（自動車保険専用：通話料無料）</p> <p style="text-align: center;">※ IP 電話からは 050-3786-2446（有料電話）</p> <p>● <b>休日も初期対応サービスを実施</b>  ご連絡をいただいたその日から、当社の損害サービス部門の担当者が解決に向けた事故対応の手続きをすすめますので、事故によるお客さまの精神的な負担も軽減されます。  対応時間：平日午前9時～午後8時 土・日・祝日午前9時30分～午後8時(年末年始を除く)</p> <p>● <b>ALSOK 事故現場安心サポート</b>  お客さまのご要請により ALSOK 隊員が事故現場へ向かい、二次災害防止のサポート、お客さまや事故相手等に事故状況や損害状況をヒヤリングし、お客さまに代わって事故連絡をします。事故相手とのトラブルを防ぐための適切なアドバイスもいたします。</p> <p>● <b>コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した事故連絡・事故対応サービス</b>  万一の事故・トラブルの際には当社の LINE 公式アカウントから事故のご連絡が可能で、必要なサポートを受けることができます。具体的には、LINE 公式アカウントを通じた電話連絡のほか、LINE メニューからお客さまのマイページを経由した事故のご連絡も可能です。また、事故対応においては、お客さまと事故担当者がテキストチャットを通じて対話することができ、さらには、事故現場・損害写真等の画像等のやり取りも可能です。これらのサービスにより、事故のご連絡から保険金のお支払いまでスムーズに対応することが可能となります。</p> <p>● <b>提携修理工場のご案内</b>  自動車事故にあわれたお客さまに、当社が提携している自動車修理工場をご紹介します。事故車両を速やかに誘導するサービスです。提携修理工場はすべて当社が認定する基準をクリアした優良な工場ですので、安心してご利用いただけます。</p> <p>● <b>損害サービス専門の担当者が直接担当</b>  事故連絡を受けたあとは、専門の担当者が必要に応じ、相手方や修理業者などの関連者と連携をとりながら、事故対応・保険相談にお応えします。担当者はすべて、十分な教育、訓練、指導を受けた専門家ですので、安心してお任せください。</p> <p>● <b>損保ジャパンの全国約 240ヶ所のサービスセンター網と連携</b>  損保ジャパンの全国約 240ヶ所のサービスセンターと提携した全国損害サービスネットワークが、円満な事故解決に向けて、相手方もしくはその保険会社との交渉を行うなど全面的にお客さまをサポートします。</p>
<p>保険金支払額の 決定</p>	<p>保険金支払いの対象となる事故であれば、医療機関の診断書や修理業者の修理見積書などを審査・検討したうえで損害額を算出し、ご契約者、被保険者、被害者にご了解をいただいたうえで、支払保険金の額を決定いたします。</p> <p>● <b>保険金支払いに関する「事故対応報告サービス」</b>  事故連絡をされたご契約者に対し、保険の内容や事故対応の流れが複雑でわかりにくい自動車保険について、メールまたは冊子（おとなの自動車保険ご利用ガイドブック）にて、事故のご連絡を受け付けた直後にご案内しています。さらに、ご希望のご契約者に対し、事故対応状況の途中経過をウェブサイト上（マイページ）でご報告しています。</p>
<p>保険金請求 書類のご提出</p>	<p>事故の内容や損害の程度により、必要な保険金請求書類をご提出いただいています。必要な書類は担当者がご案内します。</p> <p>● <b>一定範囲の事故は電話で対応（保険金請求書類等の省略）</b>  一定範囲の事故は、電話を有効活用。事故内容や損害程度などを電話で確認することで書類手続を省略し、迅速な保険金支払いを可能にしました。</p>
<p>保険金のお支払い</p>	<p>ご契約内容と照らし合わせ、正当な保険金受取人の確認を行い、ご指定の金融機関口座へお振込みします。</p>



## 資料編目次

---

### Ⅲ．保険会社の運営

内部統制基本方針と運用状況の概要	P36
戦略的リスク経営（ERM）	P40
社内外の監査・検査体制	P43
法令遵守の体制	P44
第三分野保険に係る責任準備金の確認	P45
個人情報保護宣言	P45
勧誘方針	P52
反社会的勢力への対応に関する基本方針	P52
利益相反取引管理基本方針	P54

### Ⅳ．業務に関する事項

2019年度の事業の概況	P56
最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移	P58
主要な業務の状況を示す指標等	P59
保険契約に関する指標等	P62
経理に関する指標等	P65
資産運用に関する指標	P69
責任準備金残高の内訳	P76
期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況 （ラン・オフ・リザルト）	P76
事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の 推移表	P77

### Ⅴ．財産の状況

財務諸表	P80
リスク管理債権情報	P94
元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	P94
債務者区分に基づいて区分された債権	P95
ソルベンシー・マージン情報	P96
時価情報等	P98
その他	P100

### Ⅲ. 保険会社の運営

## 内部統制基本方針と運用状況の概要

当社は、SOMPOグループ（以下「グループ」といいます。）の一員として、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびグループ経営理念等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議します。

なお、基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

### 内部統制基本方針

#### 1. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団における業務の適正を確保するために、「SOMPOグループグループ会社経営管理基本方針」に従い、必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンを社内に表示します。
- (2) 親会社との間で締結する「経営管理に関する覚書」に基づき、事業戦略等、経営上の重要事項に関し、親会社に対して承認申請または報告手続きを行います。
- (3) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役、社外監査役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、親会社によるグループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性確保に協力します。
- (4) 「SOMPOグループグループ内取引管理基本方針」を自社の基本方針として定め、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

#### 2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役および使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2) 「SOMPOグループコンプライアンス基本方針」を自社の基本方針として定め、コンプライアンス体制を整備します。また、取締役および使用人の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、「SOMPOグループコンプライアンス行動規範」とあわせて周知徹底を図り、

これらに基づく教育および研修を継続して実施します。

- (3) コンプライアンスに関する統括部署において、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗状況の管理などを行います。
- (4) 不祥事件等の社内の報告、調査、内部通報、内部監査等の制度を整備し、是正、届出、再発防止等の対応を的確に行います。
- (5) 「SOMPOグループお客さまの声対応基本方針」を自社の基本方針として定め、お客さまの声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。
- (6) 「SOMPOグループお客さまサービス適正管理基本方針」を自社の基本方針として定め、お客さまに提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客さまサービスの適正を確保する体制を構築します。
- (7) 「SOMPOグループ顧客情報管理基本方針」を自社の基本方針として定め、お客さまの情報を適正に取得・利用するなど、顧客情報の管理等を適切に行います。
- (8) 「SOMPOグループセキュリティポリシー」に従い、情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。
- (9) 「SOMPOグループ利益相反取引管理基本方針」を自社の基本方針として定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれが典型的に認められる取引を管理するなど、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。
- (10) 「SOMPOグループ反社会的勢力対応基本方針」を自社の基本方針として定め、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備

します。

### 3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「SOMPOグループ ERM 基本方針」を自社の基本方針として定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、企業価値の最大化を図ります。その実現のために、ERM「戦略的リスク経営」に関する体制を整備するとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を行います。

### 4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

- (1) 親会社承認の下、経営計画を策定します。
- (2) 重要な業務執行に関する事項について、経営会議にて協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。
- (3) 取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう決裁権限を定めます。
- (4) 規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。
- (5) 「SOMPOグループ IT 戦略基本方針」を自社の基本方針として定め、IT マネジメント態勢を整備し、システム計画を策定、遂行するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なシステムを構築します。
- (6) 「SOMPOグループ 外部委託管理基本方針」を自社の基本方針として定め、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、外部委託に伴う業務の適正を確保します。
- (7) 「SOMPOグループ 資産運用基本方針」を自社の基本方針として定め、当社の運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行

います。

- (8) 「SOMPOグループ 業務継続体制構築基本方針」を自社の基本方針として定め、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。
- (9) 課題別に専門的・技術的な観点から審議を行うために取締役会、経営会議ならびにERM・コンプライアンス会議の諮問委員会として課題別委員会を設置します。

### 5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、「SOMPOグループ 財務の健全性・保険計理の管理基本方針」を自社の基本方針として定め、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。
- (2) 当社は、「SOMPOグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」に従い、グループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、必要な体制を整備します。

### 6. 情報開示の適切性を確保するための体制

当社は、「SOMPOグループ ディスクロージャー基本方針」を自社の基本方針として定め、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

### 7. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

### 8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、「SOMPOグループ 内部監査基本方針」を自社の基本方針として定め、内部監査に関する独立性の確保、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

## 9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

### 9-1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する者を監査役補助者（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、監査役補助者に関する規程を定め、次のとおり監査役補助者の執行からの独立性および監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保します。

- (1) 監査役補助者の選任・解任・処遇の決定、人事上の評価は常勤監査役の同意を求めるとします。
- (2) 監査役補助者はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととします。
- (3) 監査役補助者は、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

### 9-2. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、監査役会の同意のもと、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、取締役および使用人は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実に行います。
- (2) 取締役および使用人が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該取締役および使用人に対して不利益な取扱いをしないこととします。
- (3) 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表

明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

### 9-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。
- (2) 監査役が、取締役、内部監査部門、会計監査人その他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、取締役および使用人は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
- (3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
- (4) SOMPO ホールディングス株式会社の監査委員会および損害保険ジャパン株式会社の監査役の求めに応じて、当社監査役との連携および当社取締役および使用人からの情報収集の機会を確保します。
- (5) 内部監査部門は、監査役からの求めに応じて、監査役の監査に協力します。
- (6) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。
- (7) 監査役が各部門に立ち入って監査を行う場合、その他監査役が協力を求める場合（SOMPO ホールディングス株式会社の監査委員会および損害保険ジャパン株式会社の監査役が協力を求める場合を含みます。）は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力します。

## 運用状況の概要

### 1. 内部統制全般

- ・「内部統制基本方針」の運用状況について、取締役会において報告を受け、内部統制の状況を検証するとともに体制の充実に努めています。

### 2. グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、SOMPO グループ経営理念等について、社内に掲示することなどにより、周知しています。
- ・損害保険ジャパン株式会社との間で締結した「経営管理に関する覚書」に基づき、経営計画等、経営上の重要事項に関し、同社に対して承認申請な



らびに報告を行っています。

- ・グループ内における取引等の公正性および健全性を確保するため、「グループ内取引管理規程」を社内に周知し、グループ内取引の状況を取締役会にて報告しています。

### 3. コンプライアンス体制

- ・当社は、取締役等の職務の執行が法令等に適合していることを確認するために、取締役の職務の執行状況を四半期ごとに取締役会に報告しています。
- ・「SOMPOグループ コンプライアンス基本方針」他、グループ共通の基本方針を自社の基本方針として定め、当該方針に沿って規程等を整備するなど、コンプライアンス体制を強化しています。
- ・「SOMPOグループ コンプライアンス基本方針」等を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」を社内ネットワークに掲示することにより周知徹底を図るとともに、全社統一研修、部門単位の自己チェック研修を実施し、知識の向上や定着を図っています。
- ・コンプライアンスに関する統括部署であるコンプライアンス部は、年度ごとにコンプライアンス重点事項の対応計画を「コンプライアンス推進計画」として策定し、取締役会傘下のERM・コンプライアンス会議にて協議、取締役会にて決議しています。また、本計画の進捗状況やコンプライアンスに関する諸課題の状況について、半期ごとにERM・コンプライアンス会議ならびに取締役会にて報告しています。
- ・内部通報制度（「コンプライアンス・ホットライン」）や内部監査等の制度を整備し、不祥事件等の早期発見に努めるとともに、迅速かつ的確に是正・再発防止等の対応をしています。

### 4. 戦略的リスク経営に関する体制

- ・当社は、リスクアセスメントを起点とし、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しています。特にリスクコントロールが確立していないリスクや変化が激しくコントロールが難しいリスクを「重大リスク」とし、リスクコントローラー（役員クラス）を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っています。また、新たなリスク認識に基づく重大リスクの追加については、その都度取締役会に付議し、各対応策の進捗状況については、半期ごとに取締役会にて報告、確認を行っています。
- ・取締役会傘下のERM・コンプライアンス会議において、戦略的リスク経営の実践および高度化に関する経営論議を行うとともに、その内容を定期的に取締役会に報告しています。

### 5. 取締役等の職務執行体制

- ・当社は、取締役の職務執行が効率的かつ的確に行われるため、中期経営計画および年度計画において経営方針等を策定、社内で共有しています。
- ・経営上の重要課題について、経営会議において十分な協議を行うことで、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っています。
- ・社内組織の目的および責任範囲や組織単位ごとの業務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を規定に定め、社内に周知しています。

### 6. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

- ・当社は、決算期ごとに決算方針を取締役会において決議するとともに、四半期ごとに決算の状況を取締役会において報告することにより、財務の健全性および財務報告の適正性を確保しています。

### 7. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、各会議体規則にもとづき、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理を行うとともに、年1回「文書保存要領」による棚卸を実施することにより、規定通り保存・管理されていることを確認しています。

### 8. 内部監査体制

- ・当社は、取締役会において定めた、内部監査の基本方針等の規程類および年度監査計画にもとづき、内部監査部が、他部門から独立した立場で、経営諸活動全般の適切性・有効性・効率性を検証・評価し、問題点の改善に向けた指摘・提言等を実施し、監査結果について経営報告するとともに、問題点の解決に至るまでの継続的なフォローアップを行っています。

### 9. 監査役の監査体制

- ・当社は、監査役監査の実効性を確保するため、監査役補助者を配置しています。
- ・「監査役への報告に関する規程」を策定し、監査役は、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を受けているほか、監査役が要請した事項について、随時速やかに報告を受領しています。
- ・監査役が、経営会議、ERM・コンプライアンス会議および委員会等の重要会議に出席し、意見を述べる機会を確保しています。
- ・監査役が会計監査人および内部監査部と監査結果等に関する情報交換を行う機会を確保しています。
- ・監査役と代表取締役との定期的な会合を設け、経営課題への認識等について意見交換を実施しています。

## 戦略的リスク経営 (ERM)

SOMPOグループの「戦略的リスク経営 (ERM : Enterprise Risk Management)」は、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ることを目的としています。

### 戦略的リスク経営 (ERM) に関する態勢

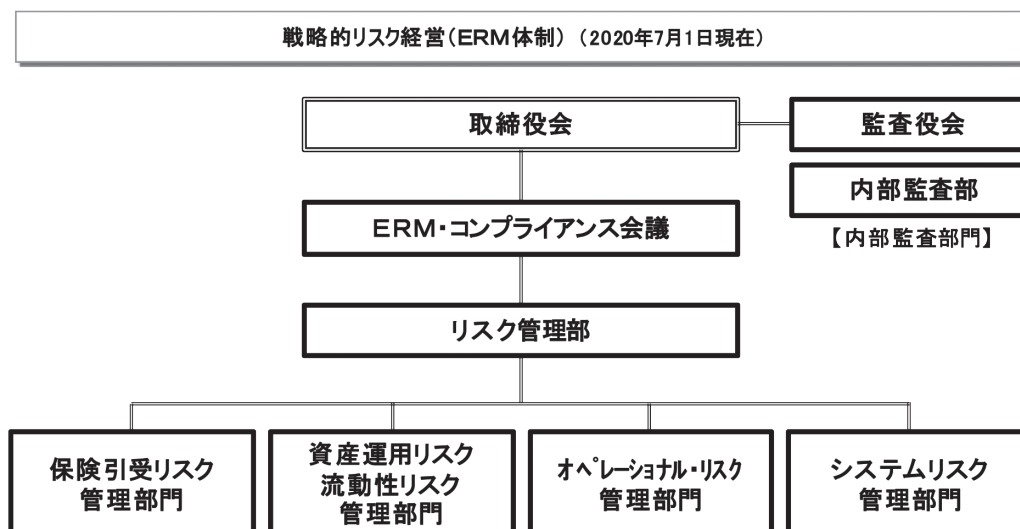
SOMPOホールディングスは、グループベースの戦略的リスク経営に関する「グループERM基本方針」を定めるとともに、経営戦略をERMの観点から体系化・明確化するため、リスクテイクの指針となる「グループリスク選好」を定めています。

当社は、「グループERM基本方針」に基づき、戦略的リスク経営の枠組みや体制などを整備するとともに、必要な組織体制、業務遂行に関する重要な事項について、「リスク管理規程」等で定めています。

取締役会は、「リスク管理規程」を制定するほか、「グループリスク選好」と整合的な事業計画およびリスクテイク計画を策定します。

当社は、取締役会の決議を経て、リスク許容度に関する対応方針・対応策を決定します。また、取締役会直属の下部機関として、「ERM・コンプライアンス会議」を設置し、リスク管理に関する重要な事項を審議します。

リスク管理部は、リスク管理態勢を整備・推進する役割を担います。さらに、各リスク所管部門は、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクについて、定性・定量の両面から評価し、適切にコントロールしています。



### 戦略的リスク経営 (ERM) の運営

#### 1. 戦略的リスク経営のPDCAサイクル

SOMPOホールディングスは、資本を有効活用するために、グループ全体を4つの事業単位（国内損保事業、海外損保事業、国内生保事業、介護・ヘルスケア事業）に区分し、各事業の成長性や収益性などをふまえて資本配賦を行っています。

当社は、「グループリスク選好」に基づき事業計画を策定し（Plan）、配賦された資本の範囲内でリスクテイクを行い（Do）、定期的に計画の進捗状況を確認のうえ（Check）、必要に応じて事業計画の見直しなどを行う（Action）PDCAサイクルで戦略的リスク経営を運営することで、収支目標の達成を目指しています。

#### 2. リスクコントロールシステム

SOMPOホールディングスは、リスクアセスメントを起点として、グループを取り巻くリスクを網羅的に把握し、対応することができるよう、強固なリスクコントロールシステムを構築しています。当社はグループの枠組みに沿って、運営しています。

##### <1> 重大リスク管理

「事業に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク」を重大リスクと定義し、事業の抱えるリスクを網羅的に把握・評価しています。各重大リスクの管理態勢の十分性を確認し、リスクの状況を継続的にモニタリングします。各重大リスクにリスクコントローラー（役員クラス）を定めて対応策の実施・進捗状

況の管理に対する責任を明確にしています。

また、「現時点では重大リスクではないが、環境変化などにより新たに発現または変化し、今後、グループに大きな影響を及ぼす可能性のあるリスク」をエマージングリスクと定め、重大リスクへの変化の予兆をとらえて適切に管理します。エマージングリスクは、損失軽減の観点だけでなく、新たな保険商品・サービスなどのビジネス機会の観点からも重要であり、グループ横断でモニタリング、調査研究を進めています。

## <2>自己資本管理

当社は保有する保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナル・リスクを統一的な尺度（VaR：Value at Risk）で定量化し、リスクと資本の状況を定期的にモニタリングし、リスク許容度に抵触する恐れが生じた場合に、リスク削減または資本増強などの対応策を策定・実施する態勢を整備しています。

<p><b>保険引受リスク</b></p>	<p>保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。 当社では、収支分析を継続的に実施し、必要に応じて商品内容の改定や引受条件の見直しを行っています。また、保険種目ごとに保有限度額を設けるとともに、再保険を活用して、過度なリスクの集中を回避しています。</p>
<p><b>資産運用リスク</b></p>	<p>資産運用リスクとは、保有する資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。 当社は、市場リスクおよび信用リスクを一元的に管理しています。</p>
<p><b>オペレーショナル・リスク</b></p>	<p>オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員もしくは保険募集人の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。 当社は、オペレーショナル・リスクをさらに事務リスク、システムリスク、有形資産リスク、労務リスクおよび風評リスクに分類し、リスク発現の防止および損失の最小化に努めています。</p>

## <3>ストレステスト

当社の経営に重大な影響を及ぼし得る事象を的確に把握・管理するために、シナリオ・ストレステスト、リバース・ストレステストおよび感応度分析を実施し、資本およびリスクへの影響度を分析して、必要に応じ対応策を実施する態勢を整備しています。

<p><b>シナリオ・ストレステスト</b></p>	<p>大規模な自然災害や金融市場の混乱など、経営に重大な影響を及ぼすストレスシナリオが顕在化した際の影響を評価し、資本の十分性やリスク軽減策の有効性検証などに活用することを目的として実施しています。なお、環境変化などに適切に対応するため、ストレスシナリオの妥当性を定期的に検証しています。</p>
<p><b>リバース・ストレステスト</b></p>	<p>リスク許容度などに抵触する具体的な事象を把握し、あらかじめアクションに備えることを目的として実施しています。</p>
<p><b>感応度分析</b></p>	<p>主なリスク要因の変動が資本とリスクに与える影響を把握するとともに、実績との比較を行い、内部モデルの妥当性を検証することを目的として実施しています。</p>

## <4>リミット管理

当社は与信リスク、出再リスクについてSOMPOホールディングスが定めるリミットの範囲内で、リスク許容度と整合的に設定したリミットを超過しないように管理しています。

## <5>流動性リスク管理

当社は、日々の資金繰り管理のほか、巨大災害発生等の流動性リスク・シナリオ発現に伴う保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

**【再保険】**

## 1. 再保険について

再保険は、保険金支払責任の一部を他の保険会社に転嫁する仕組みで、地震・台風などの自然災害や大規模工場・航空機の事故などによる巨額保険金支払リスクを分散することを目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社にリスクを転嫁することを「出再」、逆に他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といい、引き受けた保険契約の保険責任のうち再保険に付した後の最終的に自己が負う保険責任を「保有」といいます。再保険ではその取引額が巨大になる場合もあり、的確なリスク管理が求められます。

当社では、保有および再保険に関する内部管理態勢を構築するため、「損保ジャパングループ 保有および再保険基本方針」に基づき、次のとおり保有・出再および受再を行っています。

## 2. 出再の方針について

当社では、正味事業収支の長期安定化を図ることを主要出再方針としています。保有額については、経営の健全性を損なわない適正な限度額を設定し、最適な出再スキーム（出再額、出再方式、自然災害リスクへの対応等）の構築に努めています。また、出再先の選定にあたっては、主要格付機関による格付を参考に社内格付を定め、信用度の高い再保険会社に出再しています。

なお、地震災害リスクや台風災害リスクは、ひとたび発生すると巨額の保険金支払責任を負う可能性があるため、巨大災害発生時の予想最大損害額を定量的に把握し、リスクと資本の状況などを考慮して、主として超過損害額再保険を手配しています。

## 3. 受再の方針について

受再については、リスクを適正な範囲に管理しつつ、慎重に対処しています。

## 社内外の監査・検査体制

---

### 1. 社内の監査体制

当社では、会社法に基づき監査役が取締役の職務執行に係る監査を行っているほか、業務執行を担う各部門から独立した組織である内部監査部を設置しています。内部監査部は、SOMPOグループの内部監査基本方針に基づき、経営目標の達成に資することを目的に、当社の経営諸活動全般の適切性・有効性・効率性を検証・評価し、問題点の改善に向けた、指摘・提言等を行い、定期的に経営陣へ報告するとともに、解決に至るまでの継続的なフォローアップを行っています。

### 2. 社外の監査・検査体制

当社は、会社法に基づく会計監査を、EY新日本有限責任監査法人より受けています。また、保険業法に基づく金融庁の検査等を受けることになっています。

## 法令遵守の体制

### 1. コンプライアンス基本方針

SOMPO ホールディングスは、各事業の高い公共的使命および社会的責任を常に認識し、法令等のルールや社会規範および企業倫理に則った適正な企業活動を通じて、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会から信頼される企業グループを目指すため、この基本方針を定めています。

#### SOMPO グループ コンプライアンス基本方針

当社グループは、次の方針に基づいて法令等を遵守し、社会規範および企業倫理に則った企業活動を実現します。

#### (1) コンプライアンスを事業運営の大前提とします

コンプライアンスを軽視して得た利益に持続可能性がないことを深く認識し、コンプライアンスを事業運営の大前提とします。

#### (2) 役職員のコンプライアンス意識を醸成・高揚します

役職員が法令等を遵守し、社会規範および企業倫理に則った行動をとるよう、コンプライアンスを重視する意識を醸成・高揚します。

#### (3) コンプライアンスの徹底に向けて計画的に取り組めます

コンプライアンスの徹底には継続的で不断の努力が必要であることを深く認識し、その実現に向けて計画的に取り組めます。

#### (4) 問題を早期に把握し、迅速に対応します

事業運営に伴うコンプライアンス上の問題の発生に備えて、早期に把握する体制を整備し、問題が発生したときは迅速かつ適切に対応します。

### 2. コンプライアンス推進体制

当社は、取締役会直属の下部機関として、ERM・コンプライアンス会議を設置し、コンプライアンスにかかる状況および取組みについて報告を受け、あるいは協議することにより、迅速かつ確かな業務運営の実現を図っています。

また、コンプライアンス・不祥事件等への対応を一元的に管理する統括部署をコンプライアンス部として、法令等遵守に関する周知徹底や問題の把握およびその対応に努めています。

各部門においては、原則として部門長がコンプライアンス責任者となり、部内のコンプライアンス情報を集約するコンプライアンス推進者を指名するほか、コンプライアンスの推進に関わる指導・支援・管理を行うとともに、コンプライアンスに関する情報をコンプライアンス部に報告する役割を務めることにより、部門におけるコンプライアンスを推進しています。

### 3. コンプライアンス推進方法

法令等遵守の企業風土醸成に向け、年度ごとに具体的な活動計画を「コンプライアンス推進計画」として策定しています。

また、社員の意識向上と問題点の解消など、さまざまなコンプライアンス課題の解決に向けた取組み

として、計画的な研修や全役職員を対象としたコンプライアンステストの実施により、コンプライアンスに関する知識の向上を図るとともに、コンプライアンスの推進状況を確認し、より効果的な施策となるよう改善を図っています。

### 4. コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）の設置

万一、職場でコンプライアンス問題が発生した場合、本来は職場の共通認識のもとで解決すべきものですが、職場内では十分に問題解決が図れないことも想定されます。そのため、社内で早期に発見し解決する仕組みの一つとして、「コンプライアンス・

ホットライン（内部通報制度）」の通報窓口を社内および社外に設けており、専用電話と専用のメールアドレスを用意し、コンプライアンスに関わる通報を受け付けています。

## 第三分野保険に係る責任準備金の確認

当社では、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレス・テストおよび平成12年金融監督庁大蔵

省告示第22号に基づく負債十分性テストの対象となる第三分野保険は有していません。

## 個人情報保護宣言

### 【Ⅰ 基本的な考え方】

当社は、SOMPOグループの一員として、「SOMPOグループ プライバシー・ポリシー」のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関係法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他のガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を第三者に提供することはありません。なお、個人番号および特定個人情報については、法令に定める場合を除き、第三者に提供することはありません。
3. 当社は、SOMPOグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内でお客さまの個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を共同利用することがあります。
4. 当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談

に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示、訂正等のお客さまからの請求に適切に対応します。

- \* なお、個人情報の利用目的などの詳細については、「個人情報の取扱い」をご覧ください。
- \* 個人番号および特定個人情報の取扱いについては「特定個人情報の取扱い」をご覧ください。
- \* 開示等の手続きについては、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

### 【Ⅱ 個人情報の取扱い】

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

- \* 本取扱いにおける「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。個人番号および特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報の取扱い」が適用されます。

#### 1. 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。当社では、例えば、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

（取得方法の例）

- ・ 保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
- ・ 各拠点（サービスセンター等）やコールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合 など

当社は取得した個人情報を、利用目的の達成に必要な期間、または法令により要求・許容される期間、保管します。

#### 2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下<1>から<5>および5.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、当社公式ウェブサイト等に公表します。

#### <1> 損害保険業

- ・ 損害保険契約の引受の審査、引受、履行、管理
- ・ 保険金請求に関する保険事故の調査（関係先への照会等を含みます）
- ・ 保険金等の支払いの判断・手続
- ・ 各種付帯サービスの案内または提供
- ・ 再保険契約の締結や再保険金、共同保険金等の受領、およびそれらのために引受保険会社等に個人情報の提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます）

#### <2> 損害保険代理業

- ・ 損害保険契約の代理およびそれに付帯するサービスの提供

#### <3> 各事業共通

- ・ 当社が取り扱う商品（損害保険等）および各種サービスの案内または提供、代理、媒介、取次、管理
- ・ SOMPO グループ各社、提携先企業等が取り扱う商品・サービス等の案内、提供、管理
- ・ 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- ・ アンケートの実施や市場調査、データ分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究
- ・ ご本人かどうかの確認
- ・ お問い合わせ、ご意見等への対応
- ・ 当社が有する債権の回収
- ・ 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先等への提供
- ・ 当社職員の採用、販売基盤（代理店等）の新設、維持管理
- ・ 他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行

#### <4> 電話対応－通話録音

- ・ お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
- ・ ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
- ・ 電話対応を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用

#### <5> その他

- ・ その他、上記<1>から<4>に付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

### 3. 第三者への提供および第三者からの取得

<1> 当社は、以下の場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・ 当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
- ・ 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合
- ・ 国土交通省との間で共同利用を行う場合

<2> 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

### 4. 個人データの取扱いの委託

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、お客さまの個人データの取扱いを国内外の他の事業者へ委託する場合があります。お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば、以下のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

（委託する業務の例）

- ・ 保険契約の募集に関わる業務
- ・ 損害調査に関する業務
- ・ 情報システムの開発・運用に関わる業務
- ・ 保険証券の作成・発送に関わる業務 など

### 5. 個人データの共同利用

#### <1> 情報交換制度等

(1) 一般社団法人日本損害保険協会および損害保険会社等

損害保険契約の締結または損害保険金の請求に際して行われ得る不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用する制度を実施しています。

詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

■一般社団法人 日本損害保険協会  
<https://www.sonpo.or.jp/>



(2) 損害保険料率算出機構

自賠責保険に関する適正な支払等のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

詳細につきましては損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

■損害保険料率算出機構

<https://www.giroj.or.jp/>

(3) 原付・軽二輪に係る無保険車防止のための国土交通省へのデータ提供

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・ 契約者の氏名、住所
- ・ 証明書番号、保険期間
- ・ 自動車の種別
- ・ 車台番号、標識番号または車両番号

詳細につきましては国土交通省のホームページをご覧ください。

■国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/index.html>

(4) 代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。

詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

■一般社団法人 日本損害保険協会

<https://www.sonpo.or.jp/>

<2>グループ会社との間の共同利用

(1) SOMPO ホールディングス株式会社（以下「SOMPO ホールディングス」といいます。）によるグループとしての経営管理業務の遂

行のために、グループ会社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

SOMPO グループ各社の株主の皆さまの個人データ：

氏名、住所、株式数等に関する情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

SOMPO ホールディングス株式会社およびグループ会社

グループ会社の範囲は SOMPO ホールディングスのホームページをご覧ください。

C. 個人データ管理責任者

SOMPO ホールディングス株式会社

(2) SOMPO グループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、グループ会社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

SOMPO グループ各社が保有する個人データ：

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

SOMPO ホールディングス株式会社およびグループ会社

グループ会社の範囲は SOMPO ホールディングスのホームページをご覧ください。

C. 個人データ管理責任者

SOMPO ホールディングス株式会社

(3) SOMPO ホールディングスとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断、データ分析等、お客さまへの付加価値向上に資する各種業務のために、グループ会社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

当社および SOMPO グループ各社が保有する個人データ：

・ 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問合せ内容、アプリ等サービスの利用内容、位置情報、名刺情報（会社名、部署名、肩書き等を含む名刺から読み取れる情報）など、お取引に関

する情報以外で SOMPO グループ各社にご提供いただいた情報、その他対面・電話・WEB・電子メール・アプリ、第三者提供等の手段を含み SOMPO グループ各社が取得した情報

- ・お取引に関わらず、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問合せ内容など、お客さまが HP での見積り試算や、コールセンターへのお問合せなどによって SOMPO グループ各社にご提供いただいた情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲  
SOMPO ホールディングス株式会社およびグループ会社

グループ会社の範囲は SOMPO ホールディングスのホームページをご覧ください。

C. 個人データ管理責任者  
SOMPO ホールディングス株式会社

(4) 当社は、損害保険代理店等およびその従業員の監督、管理、指導、教育のために、SOMPO ホールディングスおよび SOMPO グループ各社との間で、以下のとおり、損害保険代理店等の従業員に係る個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目  
氏名、住所、生年月日、損害保険代理店等またはその従業員の登録申請および届出に係る事項、その他損害保険代理店等またはその従業員の管理のための情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲  
SOMPO ホールディングス株式会社およびグループ会社

グループ会社の範囲は SOMPO ホールディングスのホームページをご覧ください。

C. 個人データ管理責任者  
セゾン自動車火災保険株式会社

### <3> 提携先企業との間の共同利用

当社または当社の提携先企業の取り扱う商品等をお客さまへご案内・ご提供するために、当社と提携先企業との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目  
氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同利用する提携先企業の範囲  
株式会社クレディセゾングループ企業

C. 個人データ管理責任者  
セゾン自動車火災保険株式会社

## 6. センシティブ情報の取扱い

当社は、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 76 条第 1 項各号もしくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 7. 匿名加工情報の取扱い

### <1> 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

## <2> 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

## 8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

お客さまは、ご自身の保有個人データ開示、訂正、消去、利用停止を当社に求めることができます。

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「開示等請求の手続き」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

※開示、訂正等の手続きの詳細については、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

## 9. 安全管理の取組み

当社は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じます。

## 10. 日本以外の在住者の個人情報の取扱い

損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスのご提供に際し、お客さまの個人情報をご提供いただく必要があります。ご提供いただけない場合、商品・各種サービスのご提供ができない場合があります。

また、法令で定める範囲においてお客さまが個人データの取扱いに関する同意を取り消される場合、契約管理その他当社の業務上必要な場合を除き、お客さまの個人情報の取扱いを停止いたします。詳細については「開示等請求の手続き」をご覧ください。

EEA 在住者の個人情報については、欧州の関連法令に従って取り扱います。

EEA（欧州経済領域）在住者の個人情報について、EEA 圏内から EEA 圏外への個人情報の移転にあたっては、SOMPO グループとして厳重な情報管理を行い、十分な保護措置を講じています。また、

当社から第三者提供先、委託先、共同利用先へ転送され、日本国または EEA 諸国外のサーバーに保存される場合があります。なお、これらの国は欧州委員会によるデータ保護の十分性の決定を受けていない可能性があります。当社は提供された個人データを十分な安全管理の下で適切に管理いたします。

## 11. 顧客情報統括管理責任者

当社における顧客情報（個人情報を含む）の統括管理責任者は以下のとおりです。

セゾン自動車火災保険株式会社  
コンプライアンス部担当役員

## 12. お問い合わせ窓口

ご加入いただいた保険契約の内容や事故に関するご質問、ご照会等は、取扱窓口にお問い合わせください。その他の当社の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記連絡先にお問い合わせください。

なお、EEA（欧州経済領域）在住者の場合は、個人情報の取扱いに関する苦情の申し立てを EEA 加盟国の監督機関へ行うことも可能です。

（連絡先）

セゾン自動車火災保険株式会社 お客さま相談室  
〒170-6068 東京都豊島区東池袋 3-1-1  
サンシャイン 60

電話番号：0120-281-389

受付時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分

（土日祝日および年末年始を除きます）

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽ ADR センター

（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105  
ワテラスアネックス 7 階

電話番号：03-3255-1470

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

（土日祝日および年末年始を除きます）

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

### 【Ⅲ 特定個人情報の取扱い】

当社における個人番号および特定個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

#### 1. 個人番号および特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの個人番号および特定個人情報を取得します。

また、法令で定められた場合を除き、個人番号および特定個人情報の提供を求めることはありません。

(取得の方法の例)

- ・書面にご記入いただく方法または個人番号もしくは特定個人情報が記載された書面をご提出いただく方法など

#### 2. 個人番号および特定個人情報の取扱い、利用・第三者提供の範囲

当社では、取得した個人番号および特定個人情報を法令で限定された範囲内でのみ取り扱います。当社における利用、第三者提供の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、利用または第三者提供を行うことはありません。

<1>法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合

- (1) 保険取引等に関する支払調書等の作成事務
- (2) 報酬・料金、契約金および賞金の支払調書の作成事務
- (3) 不動産等取引に関する支払調書の作成事務
- (4) その他法令に定められた個人番号関係事務

<2>法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。

- (1) 激甚災害時等に保険金等の支払を行う場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

#### 3. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

#### 4. 個人番号および特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者へ委託することがあります。個人番号および特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

\*個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

#### 5. お問い合わせ窓口

当社の個人番号および特定個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記連絡先にお問い合わせください。

(連絡先)

セゾン自動車火災保険株式会社 お客さま相談室

〒170-6068 東京都豊島区東池袋 3-1-1

サンシャイン 60

電話番号：0120-281-389

受付時間：午前9時～午後5時30分

(土日祝日および年末年始を除きます)

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105

ワテラスアネックス7階

電話番号：03-3255-1470

受付時間：午前9時～午後5時

(土日祝日および年末年始を除きます。)

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

## 【開示等請求の手続き】

当社はお客さまからの個人情報保護法等に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等または利用停止等のご請求（以下「開示等請求」といいます）に適切に対応いたします。

### 1. ご請求の方法

開示等請求を希望される場合は、下記窓口までご請求ください。当社所定の書面をお送りいたしますので、必要事項をご記入の上、以下の書類とともに指定の窓口にご提出ください。

#### <1> ご請求者がお本人の場合

- ・ご本人の運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳など、公的機関が発行した書類の写し

#### <2> ご請求者が代理人の場合

代理人ご本人の確認ができる書類（上記<1>に同じ。）に加え、以下の書類をご提出ください。

- ・法定代理人の場合には、戸籍謄本、成年後見登記事項証明書の写しなど、法定代理権のあることが確認できる書類
- ・任意代理人の場合には、ご本人の委任状と印鑑登録証明書

### 2. 手数料

保有個人データの「利用目的の通知」および「開示の請求」については、手数料として700円（税込）をご負担いただきますので、当社指定の口座にお振込ください。

なお、お客さまから当社に開示等請求書をお送りいただく際の郵送費用、および手数料をお振込みいただく際の振込手数料に関しましてもお客さまのご負担とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

### 3. 回答方法

お受けした開示等請求については、当社にてご請求内容の確認・調査等を行い、手数料が必要な請求については入金を確認させていただいた上で、ご本人に対し書面にてご回答いたします。代理人からのご請求の場合は当該代理人に対し回答いたします。

なお、開示等請求に応じることによりご本人または第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼす恐れがある場合、他の法令に違反することとなる場合等、ご請求に応じることができない場合があります。その場合にはその理由をご連絡いたします。

### 4. お問い合わせ窓口

（連絡先）

セゾン自動車火災保険株式会社 お客さま相談室  
〒170-6068 東京都豊島区東池袋 3-1-1  
サンシャイン 60

電話番号：0120-281-389

受付時間：午前9時～午後5時30分

（土日祝日及び年末年始を除きます）

## 勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、各種法令等を遵守し、お客さまがニーズやライフプランに合わせた「適切な保険商品」を納得感をもって選択いただけるように、次のとおり「勧誘方針」を定めています。

### 勧誘方針

1. 法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。
    - ・ 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律および他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売等を行ってまいります。
  2. お客さまと“直接”接することで、お客さまのご意向と実情に応じた保険商品を、納得感を持って選択いただけるように努めます。
    - ・ お客さまの加入目的、保険に関する知識、経験、財産の状況その他必要な事項を勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう、情報提供と説明に努めてまいります。
    - ・ インターネットでの受付については、お客さまにとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただくために、内容の充実や利便性の向上に努めてまいります。
    - ・ お電話での受付については、専門のスタッフを配置し、お客さま一人ひとりのご意向、ご事情を伺った上で、適切な保険商品のお勧めができるよう努めてまいります。
    - ・ その他、代理店に委託した販売・勧誘などにおきましても、お客さまのご都合、ご事情に応じた適切な方法で行ってまいります。
    - ・ 適正な販売・勧誘を行うために、社内管理体制を整備するとともに、販売・勧誘にあたる者の知識習得に努めてまいります。
  3. お客さまに関する情報については、適正な取扱い、および、厳正な管理を行います。
  4. 万が一保険事故が発生した場合には、保険金のお支払いについてきめ細かい説明を行い、迅速かつ適切に対応するよう努めます。
  5. お客さまからのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えします。
  6. お客さまの様々なご意見等の収集に努めるとともに、お寄せいただいたご意見を真摯に受け止め、商品・サービス・業務運営の向上に積極的に活かします。
- ※「金融商品の販売等に関する法律」（平成 12 年法律第 101 号）の概要については、金融庁のホームページをご覧ください。

## 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、「SOMPO グループ 反社会的勢力対応基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現します。

### SOMPO グループ 反社会的勢力対応基本方針

SOMPO ホールディングスは、当社グループ（SOMPO ホールディングスおよび国内グループ会社をいいます。本基本方針においては以下同様とします。）が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、この基本方針を定めています。

## 1. 業務方針

### <1>反社会的勢力との関係の遮断

当社グループは、反社会的勢力との取引を行わず、取引開始後に反社会的勢力であると判明したときも関係の遮断に向けて可能な限りの措置を講じます。

### <2>不当要求などへの組織的な対応

当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときは、組織として毅然と対応し、要求を拒絶します。

### <3>裏取引・利益供与の禁止

当社グループは、不祥事などを理由とする不当要求を受けたときも、裏取引を行うことなく要求を拒絶します。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する利益供与を行いません。

## 2. 業務内容および執行体制

当社グループは、法令・規制、事業・サービスの特性上適当でない場合を除き、反社会的勢力に適切に対応するため、次の取組を行います。

### <1>反社会的勢力との取引等の特定

- (1) 当社グループは、その事業活動に際して国内で利用する約款・契約書等に暴力団排除条項を導入します。また、外部委託・業務提携を行う際には委託先・提携先における当該条項の導入状況を管理します。
- (2) 当社グループは、反社会的勢力に関するデータベースを整備し、事前審査・事後検証を通じた反社会的勢力との取引等の防止・排除に利用します。
- (3) 事前審査とは、取引開始前に、取引相手が反社会的勢力であるか否かを確認するために実施するものをいい、事後検証とは、取引開始後定期的に、取引相手が反社会的勢力であるか否かを検証するために実施するものをいいます。
- (4) SOMPO ホールディングスは、当社グループが行う事前審査・事後検証の実施状況を管理します。
- (5) 当社グループは、各種サービスの提供、株主管理業務において不当要求の排除、利益供与の防止などのために反社会的勢力に関する管理を行います。

### <2>反社会的勢力との関係の遮断

- (1) 当社グループは、取引相手が反社会的勢力であると認めるときは、取引開始前にあっては取引謝絶など、取引開始後にあっては契約解除などの措置を講じて、反社会的勢力との関係を遮断します。
- (2) 当社グループは、反社会的勢力から不当な要求などを受けたときは、毅然と対応し、

要求を拒絶します。

- (3) 当社グループは、関係の遮断、不当要求の拒絶に際しては、経営陣の関与のもと組織的に対応し、警察その他の外部専門機関と連携する一方で、反社会的勢力と対峙する役職員の安全を確保します。

### <3>反社会的勢力対応態勢の整備

- (1) 当社グループは、次の業務を所管する部署を設置します。
  - ① 反社会的勢力に関するデータベースの整備・活用
  - ② 反社会的勢力への対応に関する規程・マニュアルの整備（他部門のマニュアルへの反映を含みます）
  - ③ 警察その他の外部専門機関との連携態勢の整備
  - ④ 暴力団排除条項の導入状況の管理
  - ⑤ 事前審査・事後検証の実施状況の管理
  - ⑥ 反社会的勢力への対応に関する役職員向け教育・研修の企画・実施
  - ⑦ 反社会的勢力との取引の発生、反社会的勢力からの不当要求等の発生に係る情報集約
- (2) 上記の部署は、関係の遮断に伴い反社会的勢力の行動が予想されるとき、または反社会的勢力が不当な要求を行ったときは、次の業務を行います。
  - ① 経営報告の実施および対応方針の立案
  - ② 対応部署に対する支援（外部専門機関との連携の支援を含みます。）
  - ③ 関係する役職員に対する安全確保措置の実施・手配
- (3) SOMPO ホールディングスは、上記の場合であって、複数のグループ会社が総合的な対応を行う必要があるときは、グループ会社間の連絡・調整を行います。

### <4>取締役会等への報告

当社グループは、経営に重大な影響を及ぼす反社会勢力対応に係る事案が発生した場合は、速やかに取締役会等で対応方針を決定し、必要な対策を講じます。

### <5>反社会的勢力対応基本方針実務要領

SOMPO ホールディングスは、この基本方針に沿って、事業特性等に応じてグループ各社に態勢整備を求める事項等を記載した「反社会的勢力対応基本方針実務要領」を必要に応じて策定し、グループ各社はこれを遵守します。

## 利益相反取引管理基本方針

当社は、「SOMPOグループ利益相反取引管理基本方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引について、お客様の利益が不当に害されることのないよう、適切に管理する態勢を構築します。

### SOMPOグループ利益相反取引管理基本方針（概要）

SOMPOホールディングスは、当社グループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客様の利益が不当に害されることのないよう、法令等に従い適切に管理する態勢を構築するため、この基本方針を定めています。

#### 1. 管理対象取引の特定

＜1＞当社グループ金融機関の行う次に掲げるような種類の取引・行為によりお客様の利益が不当に害されるおそれが認められる場合、管理対象会社（SOMPOホールディングスおよび「別表」に掲げる当社グループ金融機関をいいます。本基本方針においては、以下同様とします）は、当該取引・行為を管理対象取引として指定します。

- ・お客様の利益と当社グループ金融機関の利益が相反する取引・行為
- ・お客様の利益と当社グループ金融機関の他のお客様の利益が相反する取引・行為
- ・当社グループ金融機関がお客様との関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関が利益を得る取引・行為
- ・当社グループ金融機関がお客様との関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関の他のお客様が利益を得る取引・行為

＜2＞管理対象取引は、管理対象取引の性質・構造、関連取引の状況、管理対象取引に利用する情報の保有状況、管理対象取引と関連取引を合算して得られる当社グループおよびお客様の利益の状況その他の事由を勘案して個別に指定します。

#### 2. 管理対象取引の管理

管理対象会社は、管理対象取引に係る関連取引の状況その他の事由を勘案して必要に応じ次に掲げる措置その他の必要な措置を講じ、お客様の利益を確保します。

- ＜1＞管理対象取引と関連取引の実行部門を分離し、両取引に係る情報を遮断します。
- ＜2＞管理対象取引、関連取引のいずれかまたは両方について、取引の内容、条件、方法その他を変更します。
- ＜3＞管理対象取引、関連取引のいずれかを中止します。
- ＜4＞管理対象取引に伴い発生する利益相反の内容その他の必要な情報をお客様に開示し、その同意を取り付けます。

#### 3. 管理体制

管理対象会社は、法令等に従い、次の体制を整備します。

- ＜1＞管理対象取引を管理する部署（管理部署）および管理統括者を設置します。
- ＜2＞管理対象取引とその関連取引が同一の金融機関の中で実行される場合にあっては当該金融機関の管理部署が、異なる金融機関が実行する場合にあってはSOMPOホールディングスの管理部署が、上記に定める措置の要否、内容その他の必要な事項を立案します。
- ＜3＞上記に定める措置を講じる場合にあっては、管理統括者は、上記区分にそって講じるべき措置の内容を決定します。
- ＜4＞利益相反管理方針の概要を公表します。
- ＜5＞役員等に対する利益相反管理に関する教育・研修を実施します。
- ＜6＞利益相反管理態勢を定期的に検証し、その改善を図ります。

#### 【別表】

##### SOMPOグループ金融機関

- |                      |
|----------------------|
| ①損害保険ジャパン株式会社        |
| ② SOMPO ひまわり生命保険株式会社 |
| ③セゾン自動車火災保険株式会社      |
| ④日立キャピタル損害保険株式会社     |
| ⑤損保ジャパン DC 証券株式会社    |

※ 2020年7月1日現在



## IV. 業務に関する事項

## 2019年度の事業の概況

### 事業の経過および成果等

当期のわが国経済は、輸出が引き続き弱含むなかで、消費税増税や自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の影響拡大もあり、インバウンド需要や輸出・生産、個人消費などに弱さが見られる状況が続きました。

このような経済環境のもと、当社は、2019年7月1日付にて同じSOMPOグループのそんぽ24損害保険株式会社と合併し、新たなスタートを切りました。また、主力商品である通販型自動車保険「おとなの自動車保険」の保有契約件数は、2011年3月の発売後9年で100万件に達することとなり、多くのお客さまからご支持をいただいております。

### ○損益の概況

当社の業績は、以下のとおりとなりました。

損益状況に関して、収益の面で、保険引受収益は、正味収入保険料が49,635百万円と対前期8,370百万円増収（増収率20.3%）したことなどにより、50,369百万円と前期に対し9,061百万円上回りました。資産運用収益は、前期に比べ1百万円減少し、40百万円となりました。

一方、支出面では、保険引受費用は、正味支払保険料が32,541百万円と対前期5,830百万円増加し、38,164百万円と対前期4,778百万円の増加となりました。資産運用費用は、その他運用費用が前期に比べわずかに増加し、3百万円となりました。また、営業費及び一般管理費は、14,005百万円と合併による規模拡大により、前期より1,257百万円増加しました。

以上の結果、当期の経常損益は、1,818百万円の損失（前期は4,815百万円の損失）となりました。特別損失として349百万円、法人税及び住民税15百万円を差し引いた結果、当期の純損失は2,183百万円（前期は4,838百万円の損失）となりました。

財務内容の面では、年度末の純資産は13,814百万円（対前期末7,705百万円の増加）、自己資本比率は19.7%と対前期末8.4ポイント上昇しました。またソルベンシー・マージン比率は418.6%と前期末に

対し76.9ポイント上昇しました。

なお、保険引受の概況については、以下のとおりです。

正味損害率は、73.3%と前期と同値となりました。

正味事業費率は、30.3%と前期に比べて2.2ポイント低下しました。

### ○保険種目毎の概況

主力の自動車保険につきましては、正味収入保険料が45,217百万円、前期に比べて8,188百万円、22.1%の増収となり、正味支払保険料が29,444百万円と前期に比べて5,458百万円増加しました。その結果、正味損害率は72.9%と、前期に比べて0.7ポイント低下しました。

火災保険につきましては、正味収入保険料が487百万円、前期に比べて38百万円、8.6%の増収となりました。正味損害率は186.9%と、前期に比べて11.4ポイント上昇しました。

傷害保険につきましては、正味収入保険料が2,048百万円と81百万円の減収となりました。正味損害率は76.9%と、前期に比べて8.1ポイント上昇しました。

自動車損害賠償責任保険につきましては、正味収入保険料が578百万円、前期に比べて41.9%の増収となりました。正味損害率は97.0%と、前期に比べ6.2ポイント低下しました。

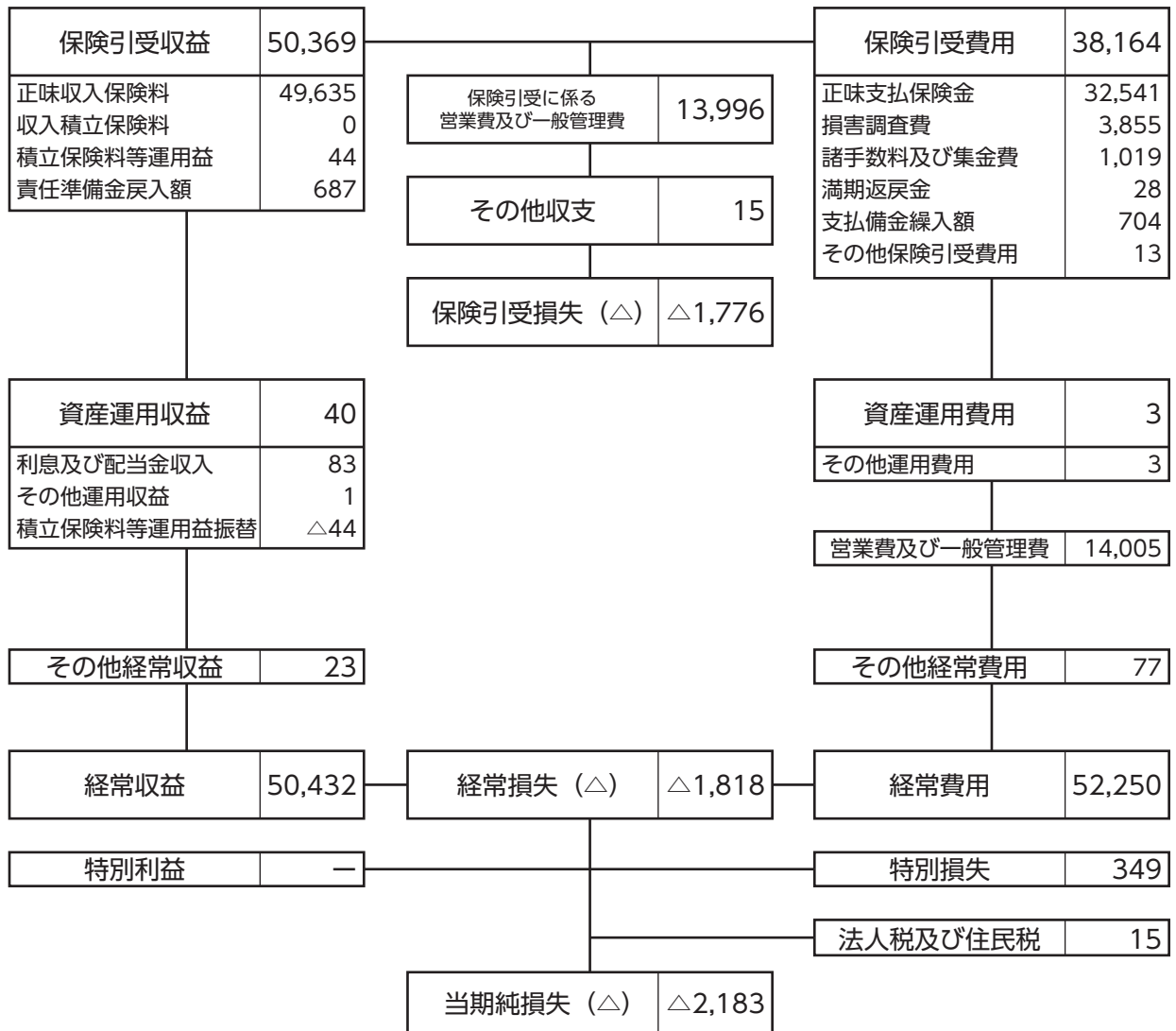
その他の保険（海上保険を含む）につきましては、正味収入保険料が、1,303百万円と、前期に比べて53百万円の増収となりました。正味損害率は31.0%と、前期に比べて4.9ポイント上昇しました。

### ○対処すべき課題

当社は、お客さま接点の品質向上を通じて「心地よい顧客体験」をご提供・提案することで、お客さまから選ばれる会社を目指してまいります。また、「デジタル技術」活用による、お客さまの利便性の向上とともに、事業効率の向上に努めます。そして、ネット企業として永続的な成長を実現するための事業基盤強化に取り組めます。

○損益の仕組み

(単位：百万円)



(注) その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

## 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	27,439 ( 22.7%)	33,223 ( 21.1%)	38,012 ( 14.4%)	41,265 ( 8.6%)	<b>49,635</b> ( <b>20.3%</b> )
経常収益 (対前期増減率)	27,818 ( 22.1%)	33,379 ( 20.0%)	38,160 ( 14.3%)	41,363 ( 8.4%)	<b>50,432</b> ( <b>21.9%</b> )
経常利益または経常損失(△) (対前期増減率)	△ 6,509 ( -)	△ 5,931 ( -)	△ 5,441 ( -)	△ 4,815 ( -)	△ <b>1,818</b> ( -)
当期純利益または当期純損失(△) (対前期増減率)	△ 6,529 ( -)	△ 5,948 ( -)	△ 5,461 ( -)	△ 4,838 ( -)	△ <b>2,183</b> ( -)
資本金 (発行済株式総数)	26,610 ( 2,887千株)	28,760 ( 4,030千株)	31,010 ( 5,858千株)	32,260 ( 7,299千株)	<b>32,260</b> ( <b>13,345千株</b> )
純資産額	10,995	9,281	8,289	6,108	<b>13,814</b>
総資産額	49,272	51,655	53,807	54,269	<b>70,018</b>
自己資本比率	22.3%	18.0%	15.4%	11.3%	<b>19.7%</b>
積立勘定資産	465	202	115	27	-
責任準備金残高	24,786	26,553	28,353	29,401	<b>32,541</b>
貸付金残高	1	0	0	0	-
有価証券残高	40,139	16,878	18,462	18,070	<b>25,017</b>
ソルベンシー・マージン比率	725.8%	562.0%	463.9%	341.7%	<b>418.6%</b>
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数	361名	417名	495名	679名	<b>812名</b>

(注) ソルベンシー・マージン比率については、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較は出来ません。

## 主要な業務の状況を示す指標等

### 1. 元受正味保険料（含む積立保険料）および従業員一人当たり保険料

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2017年度			2018年度			2019年度		
		金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火 災		1,380	3.5	△ 13.3	1,175	2.8	△ 14.8	1,281	2.5	9.0
傷 害		3,296	8.3	△ 10.0	2,946	6.9	△ 10.6	2,759	5.4	△ 6.3
自 動 車		33,741	85.0	18.0	37,346	87.4	10.7	45,572	89.5	22.0
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他		1,257	3.2	0.3	1,250	2.9	△ 0.5	1,304	2.6	4.3
合 計		39,675	100.0	13.0	42,720	100.0	7.7	50,918	100.0	19.2
従業員一人当たり 元受正味保険料 (含む積立保険料)		80		△ 4.8	62		△ 21.5	62		△ 0.3

(注) 1. 元受正味保険料（含む積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返れい金および元受その他返れい金を控除したものをいいます（積立型保険の積立保険料部分を含みます）。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料（含む積立保険料）＝元受正味保険料（含む積立保険料）÷従業員数

### 2. 正味収入保険料

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2017年度			2018年度			2019年度		
		金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火 災		487	1.3	△ 21.5	448	1.1	△ 7.9	487	1.0	8.6
傷 害		2,340	6.2	△ 7.5	2,130	5.2	△ 9.0	2,048	4.1	△ 3.8
自 動 車		33,494	88.1	18.0	37,028	89.7	10.6	45,217	91.1	22.1
自動車損害賠償責任		434	1.1	△ 1.8	407	1.0	△ 6.1	578	1.2	41.9
そ の 他		1,256	3.3	0.2	1,249	3.0	△ 0.5	1,303	2.6	4.3
合 計		38,012	100.0	14.4	41,265	100.0	8.6	49,635	100.0	20.3

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

### 3. 受再正味保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災		2	2	1
傷 害		101	90	80
自 動 車		8	9	2
自動車損害賠償責任		434	407	578
そ の 他		0	△ 0	0
合 計		546	509	663

(注) 受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返れい金および受再その他返れい金を控除したものをいいます。

### 4. 支払再保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災		895	729	795
傷 害		1,040	902	790
自 動 車		256	327	357
自動車損害賠償責任		—	—	—
そ の 他		1	1	0
合 計		2,192	1,961	1,944

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返れい金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

## 5. 解約返れい金

(単位：百万円)

種 目	年 度		
	2017年度	2018年度	2019年度
火 災	71	76	97
傷 害	40	2	-
自 動 車	319	382	483
自動車損害賠償責任	12	12	16
そ の 他	8	0	0
合 計	453	475	598

(注) 解約返れい金とは、元受解約返れい金、受再解約返れい金および積立解約返れい金の合計額をいいます。

## 6. 保険引受利益

(単位：百万円)

種 目	年 度		
	2017年度	2018年度	2019年度
火 災	△ 136	△ 64	△ 845
傷 害	35	198	183
自 動 車	△ 5,682	△ 5,471	△ 1,537
自動車損害賠償責任	-	-	-
そ の 他	360	546	423
合 計	△ 5,422	△ 4,791	△ 1,776

(単位：百万円)

項 目	年 度		
	2017年度	2018年度	2019年度
保 険 引 受 収 益	38,065	41,308	50,369
保 険 引 受 費 用	30,151	33,385	38,164
営業費及び一般管理費	13,356	12,728	13,996
そ の 他 収 支	21	15	15
保 険 引 受 利 益	△ 5,422	△ 4,791	△ 1,776

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。  
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

## 7. 正味支払保険金および正味損害率

(単位：百万円、%)

種 目	2017年度			2018年度			2019年度		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火 災	189	0.8	46.2	742	2.8	175.5	841	2.6	186.9
傷 害	1,510	6.5	74.0	1,315	4.9	68.8	1,409	4.3	76.9
自 動 車	20,689	89.6	70.0	23,985	89.8	73.6	29,444	90.5	72.9
自動車損害賠償責任	403	1.7	95.1	407	1.5	103.2	545	1.7	97.0
そ の 他	309	1.3	31.0	260	1.0	26.1	300	0.9	31.0
合 計	23,102	100.0	69.0	26,711	100.0	73.3	32,541	100.0	73.3

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。  
2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

## 8. 元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災	337	1,072	903
傷 害	1,843	1,539	1,641
自 動 車	20,784	24,501	29,646
自動車損害賠償責任	△0	30	1
そ の 他	307	260	302
合 計	23,273	27,404	32,494

(注) 元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

## 9. 受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災	0	13	0
傷 害	36	34	32
自 動 車	3	3	4
自動車損害賠償責任	403	407	545
そ の 他	2	2	△1
合 計	446	463	581

(注) 受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

## 10. 回収再保険金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災	148	344	61
傷 害	370	258	264
自 動 車	98	519	206
自動車損害賠償責任	△0	30	1
そ の 他	0	3	0
合 計	617	1,156	533

(注) 回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

## 保険契約に関する指標等

### 1. 保険契約に関する指標等－契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）では保険期間が終了し満期を迎えたご契約に対して満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利率を上回った場合には、所定の計算により契約者配当金をお支払いいたしております。

満期を迎えられた契約者にお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

(満期返れい金 100 万円の場合)

満期月 および保険期間	払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
	2019年3月	5年	0円	0円	0円	0円
10年		0円	0円	0円	0円	0円
2020年3月	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円

### 2. 正味事業費率

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度
保 険 引 受 に 係 る 事 業 費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費)	14,198	13,411	15,016
( 諸 手 数 料 及 び 集 金 費 )	13,356	12,728	13,996
	841	683	1,019
<b>正味事業費率</b>	<b>37.4</b>	<b>32.5</b>	<b>30.3</b>

(注) 正味事業費率＝保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

### 3. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	2017年度			2018年度			2019年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	46.2	133.8	180.0	175.5	114.1	289.6	186.9	126.9	313.8
傷 害	74.0	30.8	104.8	68.8	21.1	89.9	76.9	31.2	108.1
自 動 車	70.0	36.9	106.9	73.6	32.4	106.0	72.9	29.3	102.2
自動車損害賠償責任	95.1	1.4	96.5	103.2	0.8	104.0	97.0	1.0	98.0
そ の 他	31.0	36.1	67.1	26.1	35.3	61.4	31.0	38.8	69.8
合 計	69.0	37.4	106.4	73.3	32.5	105.8	73.3	30.3	103.6

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率＝(保険引受に係る営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料

3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率



## 4. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	2017 年度			2018 年度			2019 年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		39.2	72.0	111.2	70.1	44.9	115.0	181.4	117.1	298.5
傷 害		55.8	26.4	82.2	50.1	19.9	70.0	62.6	27.8	90.4
自 動 車		77.6	38.8	116.4	81.9	33.6	115.5	75.4	29.7	105.1
そ の 他		24.7	35.9	60.6	17.2	35.3	52.5	28.1	38.9	67.0
合 計		72.9	38.4	111.3	77.2	33.0	110.2	74.6	30.7	105.3

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料  
3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料  
4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率  
5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額  
6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額  
7. 第三分野につきましては、販売量が極めて少なく有意な情報が得られないため、傷害に含めて表記しています。

## 5. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	年 度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
国 内 契 約		100.0%	100.0%	100.0%
海 外 契 約		- %	- %	- %

- (注) 上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

## 6. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合 (%)
2018 年度	4	100.0
2019 年度	4	100.0

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象としています。  
2. 第三分野保険（保険業法施行規則第 71 条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約）の該当はありません。

## 7. 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし・不明・BB 以下)	合計
2018 年度	100.0%	—	—	100.0%
2019 年度	100.0%	—	—	100.0%

(注) 1. 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険会社を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。  
2. 格付区分は、以下の方法により区分しています。

① S&P 社と Moody's の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は、低い格付を使用しています。

② これら 2 社の格付がない場合は A.M.Best の格付を使用しています。

格付機関別の A 格、BBB 格、BB 格の定義は以下のとおりです。

	A 以上	BBB 以上	BB 以下
S&P	A- 以上	BBB- 以上	BB+ 以下
Moody's	A3 以上	Baa3 以上	Ba1 以下
A.M.Best	A- 以上	B+ 以上	B 以下

③ 各年度末時点の格付情報を使用しています。

3. 第三分野保険（保険業法施行規則第 71 条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約）の該当はありません。

## 8. 未収再保険金の推移

(単位：百万円)

		2017 年度	2018 年度	2019 年度
1	年度開始時の未収再保険金	101	72	470
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	591	781	483
3	当該年度回収等	619	384	881
4	年度末の未収再保険金 (1+2-3)	72	470	72

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。

2. 第三分野保険（保険業法施行規則第 71 条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約）の該当はありません。

## 経理に関する指標等

### 1. 保険契約準備金

#### (1) 支払備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末
火 災	165	186	233
傷 害	1,026	831	799
自 動 車	12,001	13,591	18,238
自動車損害賠償責任	169	160	218
そ の 他	268	158	120
合 計	13,630	14,929	19,610

#### (2) 責任準備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末
火 災	8,888	8,081	7,838
傷 害	839	961	615
自 動 車	15,707	17,365	20,640
自動車損害賠償責任	1,633	1,663	2,108
そ の 他	1,284	1,330	1,338
合 計	28,353	29,401	32,541

### 2. 責任準備金積立水準

区 分		2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	—	—	—
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式 または全期チルメル式	平準純保険料式 または全期チルメル式	—
積 立 率		100.0%	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記 (1) ~ (3) の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金 (保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

## 3. 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度 末残高	2018年度 増加額	2018年度減少額		2018年度 末残高	2019年度 増加額	2019年度減少額		2019年度 末残高	摘要
			目的使用	その他			目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	
	個別貸倒引当金	31	45	—	(※)31	45	83	14	(※)31	※洗替等による取崩
	計	31	45	—	31	45	83	14	31	83
役員退職慰労引当金	25	8	9	—	24	5	5	—	24	
賞与引当金	273	329	273	—	329	434	329	—	434	
役員賞与引当金	22	24	22	—	24	28	24	—	28	
価格変動準備金	44	4	—	—	49	8	—	—	57	

## 4. 貸付金償却の額

該当ありません。

## 5. 損害率の上昇に対する経常利益の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</li> <li>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合によりあん分しています。</li> <li>○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</li> <li>○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>	
経常利益の減少額	2018年度	372百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 28百万円
	2019年度	468百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 14百万円

## 6. 事業費 (含む損害調査費)

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度
人 件 費	3,506	4,347	5,258
物 件 費	12,708	11,642	12,248
税 金	267	292	354
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金	0	0	0
保険契約者保護機構 に対する負担金	—	—	—
諸手数料及び集金費	841	683	1,019
合 計	17,325	16,965	18,880

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費の合計額です。

## 7. 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

年度 区分	2017年度	2018年度	2019年度
国債等	—	—	—
株式	—	—	—
外国証券	37	—	—
その他の有価証券	—	—	—
合計	37	—	—

## 8. 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

年度 区分	2017年度	2018年度	2019年度
国債等	—	—	—
株式	—	—	—
外国証券	—	—	—
その他の有価証券	—	—	—
合計	—	—	—

## 9. 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

年度 区分	2017年度	2018年度	2019年度
国債等	—	—	—
株式	—	—	—
外国証券	—	—	—
その他の有価証券	—	—	—
合計	—	—	—

## 10. 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

資産の種類	取得原価	2019年度 償却額	2019年度末 残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産					
建物	387	14	128	259	66.8
リース資産	554	107	348	205	37.1
その他の有形固定資産	809	38	145	664	82.0
有形固定資産計	1,751	159	623	1,128	64.4
無形固定資産					
ソフトウェア	5,694	1,316	3,070		
無形固定資産計	5,694	1,316	3,070		

**11. 固定資産処分益**

該当ありません。

**12. 固定資産処分損**

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
建 物	0	0	4
リ ー ス 資 産	0	—	9
その他の有形固定資産	0	—	3
合 計	0	0	17

## 資産運用に関する指標

## 1. 現金および預貯金の推移

(単位：百万円)

区 分	年 度	2017 年度末		2018 年度末		2019 年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
現 金		0		0		0	
預 貯 金		27,170	50.5	26,063	48.0	34,722	49.6
郵便振替・郵便貯金		123	0.1	179	0.1	326	0.0
当 座 預 金		26,913	34.3	25,851	33.3	34,139	35.7
普 通 預 金		133	0.1	32	0.1	256	0.0
通 知 預 金		—	—	—	—	—	—
定 期 預 金		—	—	—	—	—	—
外 貨 預 金		—	—	—	—	—	—
合 計		27,171	100.0	26,063	100.0	34,722	100.0

## 2. 運用資産および総資産の推移

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2017 年度末		2018 年度末		2019 年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預 貯 金		27,170	50.5	26,063	48.0	34,722	49.6
コ ー ル ロ ー ン		—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—
有 価 証 券		18,462	34.3	18,070	33.3	25,017	35.7
うち株式		35	0.1	29	0.1	33	0.0
貸 付 金		0	0.0	0	0.0	—	—
土 地 ・ 建 物		87	0.2	80	0.1	128	0.2
運 用 資 産		45,720	85.0	44,215	81.5	59,868	85.5
総 資 産		53,807	100.0	54,269	100.0	70,018	100.0

## 3. 利息および配当金収入の額および運用資産利回り（インカム利回り）の推移（単位：百万円、%）

区 分	2017年度		2018年度		2019年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預 貯 金	—	—	—	—	—	—
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	83	0.48	75	0.42	83	0.44
うち株式	0	4.58	0	6.87	1	11.45
貸 付 金	0	1.55	0	1.54	0	1.62
土 地 ・ 建 物	—	—	—	—	—	—
小 計	83	0.20	75	0.17	83	0.15
そ の 他	0		0		0	
合 計	83		75		83	

(注) 運用資産利回り（インカム利回り）

資産運用に係る成果をインカム収入（利息および配当金収入）の観点から示す指標です。

分子を「利息および配当金収入」、分母を「取得原価又は償却原価による平均残高」として算出しています。

## 4. 資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円、%）

区 分	2017年度			2018年度			2019年度		
	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り
預 貯 金	—	25,020	—	—	25,430	—	—	37,390	—
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	125	17,384	0.72	81	17,795	0.46	85	19,061	0.45
公 社 債	62	16,179	0.39	46	15,102	0.31	31	14,238	0.22
株 式	0	13	4.58	0	13	6.87	1	13	11.45
外 国 証 券	37	5	662.24	6	334	1.87	14	1,784	0.82
その他の証券	25	1,186	2.14	27	2,345	1.19	37	3,024	1.24
貸 付 金	0	0	1.55	0	0	1.54	0	0	1.62
土 地 ・ 建 物	—	84	—	—	87	—	—	130	—
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	△3	—	—	△3	—	—	△3	—	—
合 計	122	42,490	0.29	77	43,314	0.18	81	56,582	0.14

(注) 資産運用利回り（実現利回り）

資産運用に係る成果を当年度の期間損益への寄与の観点から示す指標です。

分子を「資産運用収益」＋「積立保険料等運用益」－「資産運用費用」、分母を「取得原価又は償却原価による平均残高」として算出しています。



## 5. (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円、%)

区 分	2017 年度			2018 年度			2019 年度		
	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り
預 貯 金	-	25,020	-	-	25,430	-	-	37,390	-
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有 価 証 券	82	17,942	0.46	300	18,309	1.64	△ 338	19,795	△ 1.71
公 社 債	3	16,289	0.02	144	15,153	0.95	△ 72	14,387	△ 0.50
株 式	5	31	17.77	△ 6	35	△ 16.79	5	29	19.01
外 国 証 券	37	5	641.86	49	334	14.77	△ 190	1,827	△ 10.40
その他の証券	36	1,616	2.27	113	2,785	4.06	△ 81	3,550	△ 2.29
貸 付 金	0	0	1.55	0	0	1.54	0	0	1.62
土 地 ・ 建 物	-	84	-	-	87	-	-	130	-
金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	△ 3	-	-	△ 3	-	-	△ 3	-	-
合 計	79	43,047	0.18	297	43,828	0.68	△ 341	57,316	△ 0.60

(注) 実現利回りにその他有価証券の評価差額等を加味したもので時価ベースでの運用効率を示す指標です。

分子を[資産運用収益] + [積立保険料等運用益] - [資産運用費用] + [当期末評価差額] - [前期末評価差額]、分母を[取得原価又は償却原価による平均残高] + [その他有価証券に係る前期末評価差額] + [金銭の信託および売買目的有価証券に係る前期末評価損益] で算出しています(評価差額は税効果控除前の金額による)。

## 6. 海外投融資残高および構成比および利回り

(単位：百万円、%)

区 分	2017 年度末		2018 年度末		2019 年度末		
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	
外 貨 建	公 社 債	-	-	-	-	-	
	株 式	-	-	-	-	-	
	そ の 他	1	100.0	1	0.1	0.0	
	外 貨 建 資 産 計	1	100.0	1	0.1	0.0	
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-	-	
	公 社 債 ( 円 建 外 債 )	-	-	-	-	98	
	そ の 他	-	-	1,043	99.9	3,339	
	円 貨 建 資 産 計	-	-	1,043	99.9	3,438	
合 計	1	100.0	1,044	100.0	3,439	100.0	
海 外 投 資 利 回 り							
運用資産利回り (インカム利回り)		0.00		1.87		0.82	
資産運用利回り (実現利回り)		662.24		1.87		0.82	
(参考) 時価総合利回り		641.86		14.77		△ 10.40	

## 7. 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

## 8. 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国	債	6,481	35.1	2,535	14.0	1,316	5.3
地 方	債	7,541	40.8	10,991	60.8	10,734	42.9
社	債	1,610	8.7	601	3.3	5,009	20.0
株	式	35	0.2	29	0.2	33	0.1
外 国	証 券	1	0.0	1,044	5.8	3,439	13.7
そ の 他	の 証 券	2,791	15.1	2,869	15.9	4,485	17.9
合 計		18,462	100.0	18,070	100.0	25,017	100.0

## 9. 保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	年 度	2017年度末			2018年度末			2019年度末		
		運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り
公 社	債	0.39	0.39	0.02	0.31	0.31	0.95	0.22	0.22	△ 0.50
株	式	4.58	4.58	17.77	6.87	6.87	△ 16.79	11.45	11.45	19.01
外 国	証 券	0.00	662.24	641.86	1.87	1.87	14.77	0.82	0.82	△ 10.40
そ の 他	の 証 券	1.69	2.14	2.27	0.93	1.19	4.06	1.18	1.24	△ 2.29
合 計		0.48	0.72	0.46	0.42	0.46	1.64	0.44	0.45	△ 1.71

(注) 利回りの計算方法は3、4、5の注記のとおりです。

## 10. 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
		2018年度末	国 債	1,209	407	—	—	918
	地 方 債	201	101	—	1,050	9,638	—	10,991
	社 債	601	—	—	—	—	—	601
	株 式	—	—	—	—	—	29	29
	外 国 証 券	1	—	—	—	—	1,043	1,044
	その他の有価証券	1	—	2,023	—	—	844	2,869
	合 計	2,014	508	2,023	1,050	10,556	1,916	18,070
2019年度末	国 債	402	—	—	—	913	—	1,316
	地 方 債	100	—	—	3,683	6,950	—	10,734
	社 債	—	300	1,994	1,091	198	1,423	5,009
	株 式	—	—	—	—	—	33	33
	外 国 証 券	—	—	98	—	—	3,341	3,439
	その他の有価証券	0	2,022	—	—	1,705	756	4,485
	合 計	503	2,323	2,093	4,774	9,768	5,554	25,017

(注) 10年超には期間の定めのないものを含んでいます。

## 11. 業種別保有株式の額

(単位：千株、百万円、%)

区 分	年 度	2017年度末			2018年度末			2019年度末		
		株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
情報・通信業		20	35	100.0	20	29	100.0	20	33	100.0
サービス業		3	0	0.0	-	-	-	-	-	-
合 計		23	35	100.0	20	29	100.0	20	33	100.0

(注) 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

## 12. 貸付金の残存期間別の残高

(単位：百万円)

区 分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
		2018年度末	貸付金	0	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	固定金利	0	-	-	-	-	-	0
	うち国内企業向け	-	-	-	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	固定金利	-	-	-	-	-	-	-
2019年度末	貸付金	-	-	-	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	固定金利	-	-	-	-	-	-	-
	うち国内企業向け	-	-	-	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	固定金利	-	-	-	-	-	-	-

## 13. 担保別貸付金残高

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
担保貸付		-	-	-	-	-	-
有価証券担保貸付		-	-	-	-	-	-
不動産・動産・財団担保貸付		-	-	-	-	-	-
指名債権担保貸付		-	-	-	-	-	-
保証貸付		-	-	-	-	-	-
信用貸付		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
一般貸付計		-	-	-	-	-	-
約款貸付		0	100.0	0	100.0	-	-
合 計		0	100.0	0	100.0	-	-
(うち劣後特約付貸付)		-	-	-	-	-	-

## 14. 用途別の貸付金残高および構成比

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金		0	100.0	0	100.0	-	-
設 備 資 金		-	-	-	-	-	-
合 計		0	100.0	0	100.0	-	-

## 15. 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農 林 ・ 水 産 業		-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業		-	-	-	-	-	-
建 設 業		-	-	-	-	-	-
製 造 業		-	-	-	-	-	-
卸 売 業 ・ 小 売 業		-	-	-	-	-	-
金 融 業 ・ 保 険 業		-	-	-	-	-	-
不動産業・物品賃貸業		-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業		-	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業		-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 等		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
(うち個人住宅・消費者ローン)		( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )
小 計		-	-	-	-	-	-
公 共 団 体		-	-	-	-	-	-
公 社 ・ 公 団		-	-	-	-	-	-
約 款 貸 付		0	100.0	0	100.0	-	-
合 計		0	100.0	0	100.0	-	-

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

## 16. 規模別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

## 17. 有形固定資産明細表

(単位：百万円)

年度		2017年度末	2018年度末	2019年度末
区分				
土	地	—	—	—
営	業	—	—	—
賃	貸	—	—	—
建	物	87	80	128
営	業	87	80	128
賃	貸	—	—	—
建	設	—	—	—
営	業	—	—	—
賃	貸	—	—	—
合	計	87	80	128
営	業	87	80	128
賃	貸	—	—	—
リ	ー	185	326	348
ス	資			
資	産			
そ	の	38	47	145
他	の			
有	形	310	454	623
固	定			
資	産			
合	計			

## 18. 長期性資産

(単位：百万円)

年度		2017年度末	2018年度末	2019年度末
区分				
長	期	116	27	—
性	資			
資	産			

(注) 長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

## 19. 特別勘定に関する指標

該当ありません。

## 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

種 目	内 訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金	危険準備金Ⅱ	合計
2018 年度末	火 災	6,901	1,170	—	—	9	8,081
	傷 害	794	136	27	0	2	961
	自 動 車	14,988	2,376	—	—	0	17,365
	自動車損害賠償責任	1,663	—	—	—	—	1,663
	そ の 他	613	717	—	—	0	1,330
	合 計	24,961	4,400	27	0	11	29,401
2019 年度末	火 災	6,893	936	—	—	9	7,838
	傷 害	479	133	—	—	2	615
	自 動 車	19,145	1,495	—	—	0	20,640
	自動車損害賠償責任	2,108	—	—	—	—	2,108
	そ の 他	544	793	—	—	0	1,338
	合 計	29,171	3,358	—	—	11	32,541

## 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2015年度	13,907	7,177	6,672	57
2016年度	16,403	8,871	6,991	540
2017年度	18,089	9,815	6,957	1,317
2018年度	18,074	10,734	7,666	△ 326
2019年度	19,037	10,986	7,556	494

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

4. そんぽ24損害保険株式会社との合算値を記載しています。

## 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

## ●傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	2015年度			2016年度			2017年度			2018年度			2019年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金															
事故発生年度末	1,787			1,844			1,674			1,388			1,399		
1年後	1,820	1.02	33	1,823	0.99	△21	1,666	1.00	△8	1,558	1.12	169			
2年後	1,831	1.01	10	1,821	1.00	△2	1,645	0.99	△20						
3年後	1,824	1.00	△6	1,853	1.02	32									
4年後	1,827	1.00	2												
最終損害見積り額	1,827			1,853			1,645			1,558			1,399		
累計保険金	1,814			1,833			1,605			1,446			704		
支払備金	13			20			40			112			694		

## ●自動車

(単位：百万円)

事故発生年度	2015年度			2016年度			2017年度			2018年度			2019年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金															
事故発生年度末	22,373			26,026			28,256			30,748			30,582		
1年後	22,455	1.00	82	25,879	0.99	△147	28,914	1.02	657	31,072	1.01	323			
2年後	22,303	0.99	△152	26,061	1.01	182	29,037	1.00	123						
3年後	22,342	1.00	39	26,233	1.01	171									
4年後	22,331	1.00	△11												
最終損害見積り額	22,331			26,233			29,037			31,072			30,582		
累計保険金	21,961			24,852			26,956			27,069			20,755		
支払備金	370			1,380			2,080			4,002			9,827		

## ●賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度	2015年度			2016年度			2017年度			2018年度			2019年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金															
事故発生年度末	67			167			112			90			102		
1年後	87	1.29	19	207	1.24	39	104	0.92	△8	88	0.98	△1			
2年後	79	0.91	△7	142	0.69	△64	96	0.93	△7						
3年後	80	1.00	0	149	1.05	6									
4年後	76	0.96	△3												
最終損害見積り額	76			149			96			88			102		
累計保険金	75			141			88			74			50		
支払備金	1			8			8			13			52		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。  
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。  
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。  
4. そんぽ24損害保険株式会社との合算値を記載しています。





## V. 財産の状況

## 財務諸表

## 1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	年 度	2018年度 (2019年3月31日現在) 金 額	2019年度 (2020年3月31日現在) 金 額
( 資 産 の 部 )			
現 金 及 び 預 貯 金		26,063	34,722
現 金		0	0
預 貯 金		26,063	34,722
有 価 証 券		18,070	25,017
国 債		2,535	1,316
地 方 債		10,991	10,734
社 債		601	5,009
株 式		29	33
外 国 証 券		1,044	3,439
そ の 他 の 証 券		2,869	4,485
貸 付 金		0	—
保 険 約 款 貸 付		0	—
有 形 固 定 資 産		454	623
建 物		80	128
リ ー ス 資 産		326	348
その他の有形固定資産		47	145
無 形 固 定 資 産		3,436	3,478
ソ フ ト ウ ェ ア		2,103	3,070
ソフトウェア仮勘定		1,329	403
その他の無形固定資産		3	3
そ の 他 資 産		6,289	6,260
未 収 保 険 料		1,956	2,210
代 理 店 貸		76	110
共 同 保 険 貸		10	14
再 保 険 貸		496	77
外 国 再 保 険 貸		39	37
未 収 金		704	768
未 収 収 益		17	17
預 託 金		428	558
仮 払 金		2,378	2,465
そ の 他 の 資 産		182	—
貸 倒 引 当 金		△45	△83
資 産 の 部 合 計		54,269	70,018

(単位：百万円)

科 目 \ 年 度	2018年度 (2019年3月31日現在) 金 額	2019年度 (2020年3月31日現在) 金 額
( 負 債 の 部 )		
保 険 契 約 準 備 金	44,331	52,152
支 払 備 金	14,929	19,610
責 任 準 備 金	29,401	32,541
そ の 他 負 債	3,222	3,445
共 同 保 険 借	36	36
再 保 険 借	209	193
外 国 再 保 険 借	115	98
未 払 法 人 税 等	134	155
預 り 金	20	29
未 払 金	1,492	1,761
仮 受 金	881	816
リ ー ス 債 務	330	354
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	24	24
賞 与 引 当 金	329	434
役 員 賞 与 引 当 金	24	28
特 別 法 上 の 準 備 金	49	57
価 格 変 動 準 備 金	49	57
繰 延 税 金 負 債	179	61
負 債 の 部 合 計	48,160	56,204
( 純 資 産 の 部 )		
資 本 金	32,260	32,260
資 本 剰 余 金	30,497	40,692
資 本 準 備 金	30,497	30,497
そ の 他 資 本 剰 余 金	0	10,194
利 益 剰 余 金	△ 57,203	△ 59,387
そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 57,203	△ 59,387
繰 越 利 益 剰 余 金	△ 57,203	△ 59,387
株 主 資 本 合 計	5,554	13,565
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	554	249
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	554	249
純 資 産 の 部 合 計	6,108	13,814
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	54,269	70,018

## 2019年度貸借対照表の注記事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
  - (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
 

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
  - (2) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法（定額法）により行っております。
2. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により行っております。
3. 無形固定資産（リース資産を除く）に計上している自社利用のソフトウェアの償却については、社内における利用可能期間（主に5年～10年）に基づく定額法により償却しております。
4. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
6. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
 

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者等に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、リスク管理部が資産査定を実施し、当該実施部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内部規程による支給見込み額のうち当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
8. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当事業年度末の支給見込額を基準に計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、当事業年度末の支給見込額を基準に計上しております。
10. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
11. 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
12. 金融商品関係
  - (1) 金融商品の状況に関する事項
    - ①金融商品に対する取組方針
 

当社は「運用資産の流動性と安全性に留意しつつ、安定的な収益の確保を図る」ことを基本方針として、リスク管理に留意した資産運用を行っております。運用の中心となる円建債券への投資に加え、株式等への投資を行うなど、リスク分散を図り、中長期的な収益確保を目指しています。
    - ②金融商品の内容及びそのリスク
 

当社が保有する金融資産は主として預貯金であります。また、円建債券のほか、株式等への投資も行っております。保有している円建債券は全て固定金利資産であり、金利が上昇した場合には資産価値が減少するほか、株式等についても相場の変動により市場価格が下落するなど、価格変動リスクに晒されています。

また、一部外貨建資産を保有しており、為替変動リスクに晒されています。

一方、当社が保有している有価証券は、発行体の信用力の低下や破綻により、価値が大幅に減少する、あるいは利息や元本の回収が不能になるなど、信用リスクに晒されています。

また、巨大災害が発生した場合等、予想を上回る資金流出により資金繰りに支障を及ぼす等の流動性リスクに晒されています。

### ③金融商品に係るリスク管理体制

当社は、企業価値の最大化を目的とする戦略的リスク経営（ERM）の観点から、リスクを適切に把握、評価、コントロールし、リスク発現の際に的確に対応できる態勢を次のとおり整備しております。

SOMPO ホールディングス株式会社が定める「SOMPO グループ（旧：SOMPO ホールディングスグループ以下同じ）ERM 基本方針」をふまえた規程を制定しているほか、経営陣がリスクの状況を把握したうえで、適切な意思決定を行うために、ERM・コンプライアンス会議等を設置しております。

また、経営に重大な影響を及ぼしうる各種リスクについてリスクを定性・定量の両面から評価し、適切にコントロールするリスク管理部門を定め、リスク管理態勢を整備・推進するための部署としてリスク管理部を設置しております。

#### <1> 信用リスクの管理

当社は、損害保険ジャパン株式会社（旧：損害保険ジャパン日本興亜株式会社以下同じ）が使用する資産運用リスクモデルに、当社データを適用することにより、市場リスク、信用リスクを一元的に管理し、定期的に資産運用リスク量を計測しております。また、過去に発生した最大規模の市況下落やデフォルト率などを想定し、その影響度を測定するストレス・テストを行い、リスク管理に活用しております。

信用供与先の管理としては、与信供与先を一定以上の信用格付けを有する対象に限定するとともに、特定与信先へのリスク集積回避のため、与信先ごとのリミット管理を行っております。

#### <2> 市場リスクの管理

##### a. 価格変動リスクの管理

当社では、VaR（バリュー・アット・リスク）の手法によりリスク量（予想最大損失）を定期的に計測することで価格変動リスクを管理しています。また、特定の資産にリスクが集中しないよう、各資産に限度枠を設け管理しています。

##### b. 為替リスクの管理

当社では、外貨建資産にかかる含み損益のモニタリング及び VaR（バリュー・アット・リスク）の手法によるリスク量（予想最大損失）を定期的に計測することで為替リスクを管理しています。

#### <3> 流動性リスク管理

流動性リスクについては、日々の資金繰り管理のほかに、巨大災害発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しております。

### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（(注2) 参照）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	34,722	34,722	—
②有価証券	25,016	25,016	—
その他有価証券	25,016	25,016	—
資 産 計	59,739	59,739	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### ①現金及び預貯金

預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## ②有価証券

上場株式の時価には市場価格を採用しております。

債券の時価には日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値等の市場価格を採用し、市場価格がない債券を保有している場合にはブローカーまたは情報ベンダーから入手する合理的に算定された評価価額を採用しています。

投資信託の時価には市場価格（取引所における取引価格及び公表されている基準価格）を採用し、市場価格がない投資信託を保有している場合にはブローカーまたは情報ベンダーから入手する合理的に算定された評価価額を採用しています。

投資信託のうち預金と同様の性格を有するものは、取得原価に基づいた評価を行うものとしています。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「②有価証券」には含めていません。

非上場株式及び海外の非上場株式に投資を行っている外国投資信託については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額
外国投資信託	1
合計	1

## 13. 有価証券関係

## (1) 売買目的有価証券

該当事項はありません。

## (2) 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## (3) その他有価証券

(単位：百万円)

		貸借対照表 計上額	取得 原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	公社債	11,213	11,110	102
	株式	33	13	19
	外国証券	—	—	—
	その他	2,779	2,348	431
	小計	14,026	13,471	554
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	公社債	5,846	5,903	△ 57
	株式	—	—	—
	外国証券	3,438	3,600	△ 161
	その他	1,705	1,730	△ 24
	小計	10,990	11,233	△ 243
合計		25,016	24,705	310

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

## (5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したもののすべてを対象としておりますが、当事業年度において該当事項はありません。

14. 有形固定資産の減価償却累計額は1,128百万円であります。

15. 関係会社に対する金銭債権の総額は94百万円、金銭債務の総額は343百万円であります。

16. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金14,835百万円、責任準備金1,312百万円であり、評価性引当額が繰延税金資産と同額であるため、貸借対照表に計上しておりません。繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金61百万円であります。

17. 担保に供している資産は有価証券402百万円であります。

18. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	19,671	百万円
同上にかかる出再支払備金	280	百万円
差引（イ）	19,391	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	218	百万円
計（イ+ロ）	19,610	百万円

19. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	27,224	百万円
同上にかかる出再責任準備金	160	百万円
差引（イ）	27,063	百万円
その他の責任準備金（ロ）	5,478	百万円
計（イ+ロ）	32,541	百万円

20. 1株当たりの純資産額は1,035円11銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。

また、普通株式の期末株式数は13,345千株であります。

21. 取引銀行3行との当座借越契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	400	百万円
借入実行額	-	百万円
差引額	400	百万円

22. 企業結合等に関する事項は次のとおりであります。

損害保険ジャパン株式会社の子会社である当社およびそんぽ24損害保険株式会社は、グループ国内損害保険事業における効率性と収益性の向上を目指し、令和元年7月1日に、当社を存続会社として合併いたしました。なお、「企業結合に関する会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として、適正な帳簿価額で会計処理を実施しております。

23. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目 \ 年 度	2018年度 (2018年4月1日～2019年3月31日) 金 額	2019年度 (2019年4月1日～2020年3月31日) 金 額
経 常 収 益	41,363	50,432
保 険 引 受 収 益	41,308	50,369
正 味 収 入 保 険 料	41,265	49,635
収 入 積 立 保 険 料	3	0
積 立 保 険 料 等 運 用 益	39	44
責 任 準 備 金 戻 入 額	—	687
為 替 差 益	—	0
資 産 運 用 収 益	41	40
利 息 及 び 配 当 金 収 入	75	83
そ の 他 運 用 収 益	5	1
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△ 39	△ 44
そ の 他 経 常 収 益	13	23
そ の 他 の 経 常 収 益	13	23
経 常 費 用	46,179	52,250
保 険 引 受 費 用	33,385	38,164
正 味 支 払 保 険 金	26,711	32,541
損 害 調 査 費	3,534	3,855
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	683	1,019
満 期 返 戻 金	92	28
支 払 備 金 繰 入 額	1,298	704
責 任 準 備 金 繰 入 額	1,048	—
為 替 差 損	0	—
そ の 他 保 険 引 受 費 用	17	13
資 産 運 用 費 用	3	3
そ の 他 運 用 費 用	3	3
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	12,748	14,005
そ の 他 経 常 費 用	42	77
支 払 利 息	6	7
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	14	37
そ の 他 の 経 常 費 用	22	31
経 常 損 失 ( △ )	△ 4,815	△ 1,818



科 目 \ 年 度	2018年度 (2018年4月1日～2019年3月31日) 金 額	2019年度 (2019年4月1日～2020年3月31日) 金 額
特 別 損 失	7	349
固 定 資 産 処 分 損	0	17
減 損 損 失	—	0
特別法上の準備金繰入額	4	8
価格変動準備金繰入額	4	8
事業構造改革費用	1	205
その他特別損失	—	118
税引前当期純損失(△)	△ 4,823	△ 2,167
法人税及び住民税	15	15
法人税等合計	15	15
当期純損失(△)	△ 4,838	△ 2,183

## 2019年度損益計算書の注記事項

1. 関係会社との取引による収益の総額は4百万円、費用の総額は1,946百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	51,580	百万円
支払再保険料	1,944	百万円
差引	49,635	百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	33,075	百万円
回収再保険金	533	百万円
差引	32,541	百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	1,374	百万円
出再保険手数料	354	百万円
差引	1,019	百万円

(4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(□)に掲げる保険を除く）	641	百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 79	百万円
差引（イ）	721	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（□）	△ 16	百万円
計（イ+□）	704	百万円

(5) 責任準備金戻入額（△は責任準備金繰入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金戻入額（出再責任準備金控除前）	△ 307	百万円
同上にかかる出再責任準備金戻入額	44	百万円
差引（イ）	△ 352	百万円
その他の責任準備金戻入額（□）	1,040	百万円
計（イ+□）	687	百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

有価証券利息・配当金	83	百万円
貸付金利息	0	百万円
その他利息・配当金	0	百万円
計	83	百万円

3. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は確定拠出年金の拠出額135百万円であります。

4. 1株当たりの当期純損失の額は184円38銭であります。

算定上の基礎である当期純損失は2,183百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は11,842千株であります。

潜在株式調整後1株当たりの当期純損失の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 事業構造改革費用は、そんぽ24損害保険株式会社との合併時の拠点統合に係る費用および代理店への契約移行協力金です。

6. その他特別損失は、「つながるボタン」サービスの終了に伴い、顧客に配布していた電子機器の在庫を損失計上したものです。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2018年度 (2018年4月1日~2019年3月31日) 金 額	2019年度 (2019年4月1日~2020年3月31日) 金 額
<b>I. 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期純損失(△)		△ 4,823	△ 2,167
減価償却費		1,282	1,479
減損損失		—	0
支払備金の増減額(△は減少)		1,298	704
責任準備金の増減額(△は減少)		1,048	△ 687
貸倒引当金の増減額(△は減少)		14	37
その他引当金の増減額(△は減少)		56	59
価格変動準備金の増減額(△は減少)		4	8
利息及び配当金収入		△ 75	△ 83
有価証券関係損益(△は益)		△ 5	△ 1
支払利息		6	7
有形固定資産関係損益(△は益)		0	17
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)		△ 1,305	785
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)		△ 58	△ 1,142
その他の		—	0
小 計		△ 2,555	△ 982
利息及び配当金の受取額		157	114
利息の支払額		△ 6	△ 7
法人税等の支払額		△ 15	△ 20
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 2,419	△ 895
<b>II. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出		△ 5,865	△ 9,401
有価証券の売却・償還による収入		6,413	2,002
資産運用活動計		548	△ 7,398
営業活動及び資産運用活動計		△ 1,871	△ 8,294
有形固定資産の取得による支出		△ 35	△ 40
無形固定資産の取得による支出		△ 1,633	△ 1,555
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,119	△ 8,994
<b>III. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
株式の発行による収入		2,499	—
リース債務の返済による支出		△ 68	△ 115
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,431	△ 115
<b>IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		—	—
<b>V. 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)</b>		△ 1,107	△ 10,005
<b>VI. 現金及び現金同等物期首残高</b>		27,171	26,063
<b>VII. 合併に伴う現金及び現金同等物の増加額</b>		—	18,664
<b>VIII. 現金及び現金同等物期末残高</b>		26,063	34,722

## 2019年度キャッシュ・フロー計算書の注記事項

1. 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の現金及び預貯金の金額であります。

## 2. 重要な非資金取引の内容

令和元年度に合併したそんぽ 24 損害保険株式会社から引き継いだ資産および負債の主な内訳は次のとおりであります。

資産	19,588	百万円
負債	9,393	百万円
(うち保険契約準備金)	(7,803)	百万円

3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 4. 貸借対照表（主要項目）の推移

(単位：百万円)

年 度		2017年度 金 額	2018年度 金 額	2019年度 金 額
科 目				
資 産 の 部	現金及び預貯金	27,171	26,063	34,722
	有価証券	18,462	18,070	25,017
	貸付金	0	0	—
	有形固定資産	310	454	623
	無形固定資産	2,896	3,436	3,478
	その他資産	4,998	6,289	6,260
	貸倒引当金	△ 31	△ 45	△ 83
	資産の部合計	53,807	54,269	70,018
負 債 及 び 純 資 産 の 部	保険契約準備金	41,984	44,331	52,152
	その他負債	3,049	3,222	3,445
	役員退職慰労引当金	25	24	24
	賞与引当金	273	329	434
	役員賞与引当金	22	24	28
	価格変動準備金	44	49	57
	繰延税金負債	118	179	61
	負債の部合計	45,518	48,160	56,204
	資本金	31,010	32,260	32,260
	資本剰余金	29,247	30,497	40,692
	利益剰余金	△ 52,364	△ 57,203	△ 59,387
	株主資本合計	7,893	5,554	13,565
	評価・換算差額等合計	396	554	249
	純資産の部合計	8,289	6,108	13,814
	負債及び純資産の部合計	53,807	54,269	70,018

## 5. 損益計算書（主要項目）の推移

(単位：百万円)

年 度		2017年度 金 額	2018年度 金 額	2019年度 金 額
科 目				
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	38,160	41,363	50,432
	保 険 引 受 収 益	38,065	41,308	50,369
	正 味 収 入 保 険 料	38,012	41,265	49,635
	収 入 積 立 保 険 料	16	3	0
	積 立 保 険 料 等 運 用 益	35	39	44
	責 任 準 備 金 戻 入 額	—	—	687
	為 替 差 益	—	—	0
	資 産 運 用 収 益	90	41	40
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	83	75	83
	有 価 証 券 売 却 益	37	—	—
	そ の 他 運 用 収 益	5	5	1
	積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△ 35	△ 39	△ 44
	そ の 他 経 常 収 益	5	13	23
	経 常 費 用	43,602	46,179	52,250
保 険 引 受 費 用	30,151	33,385	38,164	
正 味 支 払 保 険 金	23,102	26,711	32,541	
損 害 調 査 費	3,108	3,534	3,855	
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	841	683	1,019	
満 期 返 戻 金	105	92	28	
支 払 備 金 繰 入 額	1,186	1,298	704	
責 任 準 備 金 繰 入 額	1,799	1,048	—	
為 替 差 損	0	0	—	
そ の 他 保 険 引 受 費 用	8	17	13	
資 産 運 用 費 用	3	3	3	
そ の 他 運 用 費 用	3	3	3	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	13,375	12,748	14,005	
そ の 他 経 常 費 用	71	42	77	
経 常 損 失 ( △ )	△ 5,441	△ 4,815	△ 1,818	
特 別 損 益 部	特 別 利 益	—	—	—
	特 別 損 失	4	7	349
	税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )	△ 5,446	△ 4,823	△ 2,167
	法 人 税 及 び 住 民 税	15	15	15
	法 人 税 等 合 計	15	15	15
	当 期 純 損 失 ( △ )	△ 5,461	△ 4,838	△ 2,183

## 6. 株主資本等変動計算書

前事業年度 (2018年4月1日～2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	31,010	29,247	0	29,247	△ 52,364	△ 52,364	7,893	396	396	8,289
当期変動額										
新株の発行	1,250	1,249	—	1,249	—	—	2,499	—	—	2,499
当期純損失(△)	—	—	—	—	△ 4,838	△ 4,838	△ 4,838	—	—	△ 4,838
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	158	158	158
当期変動額合計	1,250	1,249	—	1,249	△ 4,838	△ 4,838	△ 2,338	158	158	△ 2,180
当期末残高	32,260	30,497	0	30,497	△ 57,203	△ 57,203	5,554	554	554	6,108

## 2018年度株主資本等変動計算書の注記事項

1. 当事業年度末における発行済株式数は7,299千株であります。

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式		5,858	—	7,299
合計		5,858	—	7,299

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

当事業年度 (2019年4月1日～2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	32,260	30,497	0	30,497	△ 57,203	△ 57,203	5,554	554	554	6,108
当期変動額										
合併による増加	—	—	10,194	10,194	—	—	10,194	—	—	10,194
当期純損失(△)	—	—	—	—	△ 2,183	△ 2,183	△ 2,183	—	—	△ 2,183
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	△ 305	△ 305	△ 305
当期変動額合計			10,194	10,194	△ 2,183	△ 2,183	8,011	△ 305	△ 305	7,705
当期末残高	32,260	30,497	10,194	40,692	△ 59,387	△ 59,387	13,565	249	249	13,814

## 2019年度株主資本等変動計算書の注記事項

1. 当事業年度末における発行済株式数は13,345千株であります。

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式		7,299	—	13,345
合計		7,299	—	13,345

2. 当期増加株式数は、そんぽ24損害保険株式会社との合併によるものです。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 7.1 株当たり指標

年 度 区 分	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	△ 1,335 円 20 銭	△ 820 円 45 銭	△ 184 円 38 銭
1 株当たり純資産額	1,414 円 95 銭	836 円 88 銭	1,035 円 11 銭
1 株当たり配当金	—	—	—
配 当 性 向	—	—	—

(注) 1. 1 株当たり情報については、自己株式数を控除して算出しています。

2. 1 株当たり情報の計算については、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号) および「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号) を適用しています。

3. 1 株当たり当期純利益は、 $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数 (加重平均)}}$ により算出しています。なお、期中平均株数は自己株式数を控除して算出しています。

## 8.1 人当たり総資産

(単位：百万円)

年 度 区 分	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末
従業員 1 人当たり総資産	108	79	86

## リスク管理債権情報

### リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末
破 綻 先 債 権	—	—	—
延 滞 債 権	—	—	—
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—
貸 付 条 件 緩 和 債 権	—	—	—
合 計 額	—	—	—

(注) 各リスク管理債権の定義は、次のとおりです。

1. 破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものです。

2. 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3. 3か月以上延滞債権

3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

4. 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取り決めを行なった貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

## 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。



## 債務者区分に基づいて区分された債権

## 債務者区分による開示

(単位：百万円)

区 分	年 度	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		—	—	—
危 険 債 権		—	—	—
要 管 理 債 権		—	—	—
正 常 債 権		0	0	—
合 計		0	0	—

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金をいいます。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金（注1および2に掲げる債権を除く。）をいい、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1および2に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。）をいいます。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## (参考) 資産の自己査定結果

2019年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	合計
貸 付 金	—	—	—	—	—
有 価 証 券	25,017	—	—	—	25,017
そ の 他	45,247	4	0	83	45,335
合 計	70,265	4	0	83	70,353

## (注) 1. 資産査定における分類区分

自己査定においては、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をI、II、III、IVの4段階に分類しています。

I 分類…査定基準日において、II 分類、III 分類およびIV 分類としない資産であり、回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない資産を指します。

II 分類…査定基準日において、債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収についての通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産を指します。

III 分類…査定基準日において、最終の回収または価値についての重大な懸念が存し、従って、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産を指します。

IV 分類…査定基準日において、回収不可能または無価値と判定される資産を指します。

2. その他計に含まれる資産には、無形固定資産、現金および預貯金等があります。

3. 各欄の金額は、金融商品会計処理後、自己査定による償却・引当実施前の残高を表示しています。

## ソルベンシー・マージン情報

## 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	14,702	13,370	12,720	10,676	17,272
資本金又は基金等	10,503	8,854	7,893	5,554	13,565
価格変動準備金	36	40	44	49	57
危険準備金	11	11	11	11	11
異常危険準備金	3,563	3,960	4,306	4,400	3,358
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	582	501	463	660	279
土地の含み損益	—	—	—	—	—
払戻積立金超過額	—	—	—	—	—
負債性資本調達手段等	—	—	—	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等 のうち、マージンに算入されない額	—	—	—	—	—
控除項目	—	—	—	—	—
その他	4	2	1	0	—
(B) 単体リスクの合計額 $(\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6})$	4,051	4,758	5,482	6,248	8,250
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	2,801	3,525	4,233	4,893	6,591
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—	—	—	—	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	25	23	21	19	17
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	1,081	664	702	693	1,033
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	144	156	178	201	268
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	895	1,009	1,008	1,101	1,307
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	725.8	562.0	463.9	341.7	418.6

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。

## 【単体ソルベンシー・マージン比率について】

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返れい金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- この「通常の予測を超える危険」(上表の「(B) 単体リスクの合計額」) に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(上表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」) の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の (C)) です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額) とは、次に示す項目の総額です。
  - ① 資本金又は基金等 貸借対照表の純資産の部の合計額から、「株主配当や役員賞与など社外へ流出する予定の金額」、「繰延資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額
  - ② 価格変動準備金 貸借対照表の価格変動準備金
  - ③ 危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「危険準備金」の金額

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| ④異常危険準備金                              | 貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の金額を合計したもの   |
| ⑤一般貸倒引当金                              | 貸借対照表の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金<br>当社には該当事項はありません。   |
| ⑥その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）         | その他目的（売買目的、満期保有目的、関係会社株式に該当しない）で保有している時価のある有価証券等（貸借対照表の買入金銭債権および金銭の信託が含まれます）に係る評価差額<br>貸借対照表の純資産の部にあるその他有価証券評価差額金は、この評価差額から法人税等相当額を控除した金額ですが、ここでは控除前の金額に90%を乗じた金額を表示しています。（評価差額がマイナスの会社は100%の金額を表示することとなっています。） |
| ⑦土地の含み損益                              | 土地および「無形固定資産」に含まれる借地権等の諸権利金の時価とそれらの簿価（貸借対照表計上額）の差額に85%を乗じた金額を表示します。<br>当社には該当事項はありません。  |
| ⑧払戻積立金超過額                             | 貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」のうち、算出方法書に記載された方法（保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法である場合に限る）に従って計算する額を超過する金額。当社には該当事項はありません。  |
| ⑨負債性資本調達手段等                           | 劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により社外から調達した金額のうち一定条件を満たすものです。<br>当社には該当事項はありません。   |
| ⑩払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額 | 上記⑧、⑨の合計額が法令等に定める方法により計算された基準額を超過する場合、その超過した額をマージンから控除することとなっています。<br>当社には該当事項はありません。   |
| ⑪控除項目                                 | 当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等が、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。<br>当社には該当事項はありません。   |
| ⑫その他                                  | 「配当準備金未割当部分」、「純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額」、「外国保険会社等の持込資本金および剰余金など」の金額です。<br>当社の場合、配当準備金未割当部分（契約者配当準備金のうち、保険契約者に対し契約者配当として割り当てた額を超える額）の金額を表示しています。   |
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額です。
- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| ①保険引受上の危険（一般保険リスク）<br>（第三分野保険の保険リスク） | 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く） |
| ②予定利率上の危険（予定利率リスク）                   | 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険       |
| ③資産運用上の危険（資産運用リスク）                   | 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険     |
| ④経営管理上の危険（経営管理リスク）                   | 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの         |
| ⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）                  | 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険        |

## 時価情報等

### 1. 有価証券に係る時価情報

#### (1) 売買目的有価証券

該当ありません。

#### (2) 満期保有目的の債券

該当ありません。

#### (3) その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2018 年度末			2019 年度末			
	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	13,979	14,128	149	11,110	11,213	102
	株 式	13	29	15	13	33	19
	外国証券	1,000	1,043	43	—	—	—
	そ の 他	2,343	2,869	525	2,348	2,779	431
	小 計	17,335	18,069	734	13,471	14,026	554
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	—	—	—	5,903	5,846	△ 57
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	3,600	3,438	△ 161
	そ の 他	—	—	—	1,730	1,705	△ 24
	小 計	—	—	—	11,233	10,990	△ 243
合 計	17,335	18,069	734	24,705	25,016	310	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

#### (4) 当期中に売却したその他有価証券

該当ありません。

#### (5) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	2018 年度末	2019 年度末
公 社 債	—	—
株 式	—	—
外 国 証 券	1	1
そ の 他	—	—

---

---

**2. 金銭の信託に係る時価情報**

該当ありません。

**3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）**

該当ありません。

**4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引**

該当ありません。

**5. 先物外国為替取引**

該当ありません。

**6. 有価証券関連デリバティブ取引（7に掲げるものを除く。）**

該当ありません。

**7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、  
外国金融商品市場における有価証券先物取引との類似取引**

該当ありません。

## その他

---

### 1. 会計監査

当社では、2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）ならびにその附属明細書について、会社法の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の会計監査を受けており、適法である旨の証明を受けています。

### 2. 財務諸表の適正性ならびに財務諸表作成に関する内部監査の有効性の確認

当社では、2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表の適正性ならびに財務諸表作成に関する内部監査の有効性について、取締役社長が確認しています。

## ウェブサイトのご案内

損害保険用語の解説については、セゾン自動車火災保険公式ウェブサイトをご覧ください。  
取扱商品のご案内、会社案内、決算の状況、リクルート情報はもちろん、当社の最新情報や保険にまつわるさまざまな話題も掲載しています。

<https://www.ins-saison.co.jp/>

セゾン自動車火災の現状 2020  
2020年7月発行

セゾン自動車火災保険株式会社  
経営企画部

〒170-6068 東京都豊島区東池袋三丁目1番地1号

☎ 03-3988-2711 (代表)

ホームページアドレス <https://www.ins-saison.co.jp/>

SAISON  
INSURANCE  
セゾンの保険

